

# 関税引き下げ効果の分析(1)\*

——一つの予備的考察——

渡部 福太郎

## 〔1〕 関税引き下げとその効果

### 1 ケネディ・ラウンドの結果

ケネディ・ラウンド交渉がガット主権による第6回目の大規模な関税・貿易交渉として第1回の作業部会を開始したのは1962年12月であった。それ以後、約5年にわたる紆余曲折をへた交渉の末、ついに1967年5月に実質的に交渉は妥結し、1970年1月1日を期して関税の一括引き下げを実行することになった。しかしながら、その後、アメリカの国際収支の悪化累積にたいする対策が緊急の問題となり、その対策の一環として、1968年5月アメリカを除く先進諸国の間で、関税の予定された総引き下げ幅の5分の1相当部分を1969年1月1日から引き下げることになり、アメリカの国際収支対策が世界貿易拡大の方針に逆行しないように配慮された。国際通貨問題をかかえた世界経済は、つねに世界貿易縮小とまではゆかなくとも、世界の貿易成長を阻害する方向へバイヤスのかかった重い錘をかかえている。それだけに世界貿易拡大を志向するケネディ・ラウンド交渉が各国のいわゆる“国益”にたいする強烈な配慮の荒波にもまれながらも、ともかく妥結し、関税引き下げへ踏みだしたことの意義はたしかに大きい。

このケネディ・ラウンドによる関税引き下げはその規模も大きいだけに、世界貿易および各国の経済にあたえる影響もまた大きいと

いわれている。鉱工業生産物の関税について原則として50パーセントの引き下げ率を適用し、その適用除外品目は例外品目としたが、交渉はまさにこの例外品目をめぐっての交渉であった。その例外品目指定の目的はすべてそれぞれの国内の輸入競争産業の保護にあったことはいうまでもない。保護政策はいわゆる“国益”の別表現であるが、これはそれぞれの国の産業政策との関連できまってくる。いいかえると、一国の関税政策はその国の産業政策を遂行するための一つの有力な手段である。しかし、その産業政策遂行の手段としての関税政策は一方ではナショナル・ウェルフェア——くだいた表現を用いるならば“その国の消費者の利益”となる——を阻害し、他方では生産物の各国間の交流をさまたげることによって世界全体のウェルフェア——これもくだいた表現を用いれば“世界全体の消費者の利益”——を阻害する。

1958年を境としてヨーロッパ経済共同体が出現し、それとともに、関税障壁の編成替えがおこなわれたが、ケネディ・ラウンドの直接的なねらいは周知のように、この関税障壁

\* この小論は大蔵省の委託研究に部分的におっているものであり、筆者の考えている関税効果の実証分析の序章的部分を形づくっている。なお、この関税効果に関する実証研究はこれまでおこなわれた実効関税率の研究につづくものであり、今後予定されている研究部分をも含めて財団法人東京経済研究センターの研究プロジェクトの一つとして筆者が担当したテーマである。

の編成替えがもたらすアメリカと西ヨーロッパ大陸との間の貿易縮小の可能性を消滅させ、さらに世界全体の貿易を拡大させることにあった。いうまでもなく、その経済的なインプリケーションはウェルフェアの増大と国内の産業保護の軽減である。ケネディ・ラウンドによる一括引き下げとかぎらず、一般に関税の引き下げがもたらす効果は多岐にわたっている。したがって、当然のことながらそのなかには関税を引き下げるときの最初のねらいないしは目的のなかにはいっていないものもある。しかし、輸入価格の低下とそれにもとづく貿易量の増大がもたらす効果はそれら数多くの効果のなかでもっとも重要なものであり、これまでの考察の多くも焦点を主としてこの点においている。

以下においても、執筆者の意図としてはこの点に力点がおかれている。しかし、ここであらかじめつぎの点を強調しておかなければならない。日本経済の特徴は何といってもその速い成長速度にある。その上、実質にして約10パーセントにもなる高い成長過程において蓄積された生産設備はつねに新技術を吸収し体現している。こうしたいわば活動力の豊かな経済、経済発展のステージを駆足で上っているような経済のもとでは、果して関税引き下げのような衝撃があたえる効果をそれだけ切りはなして判然と推測できるかということになると、問題がある。したがって、以下の分析については若干の留保を付しておかなければならないかもしれない。なぜなら、関税以外の数多くの要因がたえず日本経済にふりそそぎ、それが日本経済の動きに直接的にあるいは間接的に大きい影響をあたえてきたし、これからもそうした状況がつづく可能性がつねに存在しているからである。現実の経済の変化はそうした数多くの要因の合成物である。

ケネディ・ラウンドでは農産物は特別の扱いをうけることになった。先進国のほとんど

すべてが農業にたいしてはつよい保護政策をとっている。このために、農産物をめぐる貿易拡大問題は工業製品の場合のように、単純に関税を引き下げるという問題ではなかった。もし工業製品のなかにも農産物に類似したものが数多く存在していたならば、おそらく、単純に関税引き下げについての例外リストを提出しあうというわけにはゆかなかつたであろう。同じ保護といっても、規模の経済が実現される条件がととのっている場合とそうでない場合とでは事情はまったく異なる。収穫逦増（費用逦減）の法則が作用しているときには、生産増大はコスト低下につらなる。したがって、そのことが幼稚産業保護の理論的根拠となりうるけれども、もし生産の増大がコストの上昇につらなっているような状況、ないしはコストが不変であつて低下はしないという状況のもとにあるならば、その産業の保護はすくなくとも通常の意味での経済的根拠を失う。もっともそのかわりに他の社会的または政治的根拠をもつことになるかもしれない。かりに収穫逦増の法則が作用しているときの保護を「第一種の産業保護」とよび、そうでないときの保護を「第二種の産業保護」とよぶことにする。

先進国における例外リストがどのような理由で提出されたにせよ、もしその生産物の生産部門が収穫逦減（ないしは不変）の法則に服しているならば、その生産物にたいする関税の引き下げが留保されることは「第二種の産業保護」が意図されていることになる。それはウェルフェアが阻害された状態、貿易拡大が阻止された状態がそのまま続くことを意味している。この点が収穫逦増の法則が作用している場合と本質的に異なるところである。「第一種の産業保護」の場合には、一般的にその関税による保護期間には限界がある。しかし、「第二種の産業保護」の場合には、その保護期間に限界がない。ケネディ・ラウンドの関税の引き下げ交渉において、工業製品

の場合とはまったく形の違った貿易拡大政策が農産物について提唱され、ついには穀物援助問題までがそのなかに登場してきたのはまさにそのことと深い関係がある。日本の場合消費者物価の上昇が貿易・関税政策と無関係ではないといわれているけれども、農産物に関する保護問題は物価問題とかなり関係の深い部分を構成していることは疑いない。

一括引き下げについてその影響をいくつかあげてきたが、一般に、関税の引き下げは経済の一般均衡関係へのショックという役割りをもつ。このショックは経済のいろいろな側面に波及してゆく。もちろん、その波及は多面的であり、これまで述べてきたことはその一部分である。そこで、以下における関税効果分析との関連を考慮して、関税引き下げは一般にどのような影響を国民経済にあたえるかについて簡単に叙述しておくことにしたい。

## 2 関税引き下げの効果

さきにアメリカはその国際収支の赤字累積を改善するためにケネディ・ラウンドの貿易拡大の目標に逆行するような対策を打ち出す可能性があり、それを避けるために他の先進国が関税の一括引き下げ時期のくりあげを発表したことに言及したが、このことは関税引き下げが国際収支に重要な影響をもつことを示している。関税引き下げは引き下げた国の輸入増加を通して国際収支を悪化させるため、国際収支にたいする配慮が深刻である国はその関税引き下げにたいして消極的となる。戦後における関税の一部は、その国の戦後の直接的貿易管理の解除にたいする代償として設定されたり、あるいはその税率がたかめられたりしている。逆にいえば、そうした直接的な貿易政策は関税引き下げの代替物である。

関税の引き下げがその国のウェルフェアをたかめる点はずでに指摘したが、これは関税引き下げによる輸入価格の下落がその国の実質所得をたかめるという径路を通じて実現さ

れる。もちろん輸入価格の下落によって消費そのものは増大することになる。これは関税引き下げの消費効果であると同時に貿易拡大効果とよばれるべきものである。これに付随することであるが、関税を引き下げるときに税収そのものが変化する可能性がある。しかしこの税収の変化は、かならずしも減少の方向へばかりゆくとはかぎらない。それは輸入量の価格弾力性に依存することになるであろう。

いま数量を  $q$ 、価格を  $p$ 、関税率を  $t$  とし、関税収入を  $T$  とすれば、

$$T = pqt \quad (1.1)$$

となる。したがって、価格は一定とすれば、

$$dT = pt \cdot \frac{dq}{dt} dt + pq \cdot dt \quad (1.2)$$

であるが、税率の低下はそれと同じ比率で価格が低下させるものとすれば、 $dq/dt$  は国内における輸入財価格の低下とそれに応じる輸入量の増大比率と同一の内容を示すことになる。したがって、関税率にたいする輸入量の弾力性は輸入量の価格弾力性によって代替しうる。もちろん、現実においてこのように簡単に代替しうるかどうかが問題のあるところであるが、近似的にはそうみなしてもよいであろう。

そうであるとすれば、

$$dT = (1 + e_m)pqdt \quad (1.3)$$

となる。ここで、 $e_m$  は輸入需要の価格弾力性である。さらにかきかえると、

$$\frac{dT}{T} = (1 + e_m) \frac{dt}{t} \quad (1.3)'$$

のようになる。関税引き下げをとともう関税収入の変化は上式によって示すことができる。関税引き下げの結果として税収がどのように変化するかは輸入需要の価格弾力性の大きさに依存することになる。もしその絶対値が1よりも大きいならば、右辺の括弧のなかはマイナスとなり、税収の変化率はプラスとなり、税収は増加する。しかし、もし弾力性の絶対

値が1よりも小であるならば、関税率の低下は関税収入を低下せしめることになるであろう。もし弾力性の絶対値が1にひとしいならば、関税引き下げは税収に何らの影響もあたえない。

関税を引き下げるときに、輸入される財の国内市場での価格が低落し、それが輸入量の増加を引きおこした場合、相手国の供給の価格弾力性が無限大であるかぎり、同一価格(上の式でいえば $p$ )で必要なだけ供給してもらうことができる。しかし、もしそうでなければ、相手国はその生産物の供給を増大させるためには価格を上昇させなければならない。この価格上昇は引き下げ国の交易条件を悪化させることになるであろう。

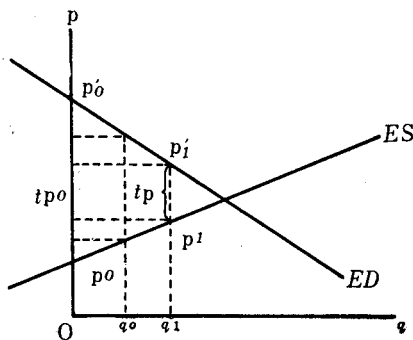
いま輸入需要曲線を  $ED$ 、輸出供給曲線を  $ES$  で示すならば、第 1.1 図において関税率  $t$  のもとでの貿易量は  $q_0$  で示され、相手国からの輸入価格は  $p_0$  であり、国内での販売価格は  $p_0'$  となる。関税率が  $t$  から  $t^*$  へと低下したときに、これに対応して貿易量は  $q_0$  から  $q_1$  へと増大している。その増大とともに相手国の輸出価格は  $p_0$  から  $p_1$  へと上昇し、単位あたり関税は  $tp_0$  から  $t^*p_1$  へと減少する。こちらからの輸出価格が一定であれば、国内での輸入価格は  $p_0'$  から  $p_1'$  へと低落するかわりに交易条件は悪化する。この交

易条件の悪化がこの国のウェルフェアを阻害することになる。

いうまでもなく、国内でのその生産物の供給量はその結果として減少するならば、それだけ雇用は減少するであろう。この供給の減少は、国内需要の国内の輸入競争財から輸入財へのシフトを反映するものであり、この結果雇用は減少する。何らかの補償的な政策がとられるならば、あるいは、国内における供給能力の増大によって輸入需要曲線の下方へのシフトが生じ、外国からの輸入財への需要のシフトが阻止されるならば、上述の雇用の減少は生じないであろう。しかし、関税の引き下げがつねにそのような相殺的な要因をともなうということは考えられないから、どうしても雇用への影響はそれだけをとりだしてみるかぎりマイナスである。

しかし、それ以上に問題となる点は、それが所得分配に大きい影響をあたえる可能性があるということである。通常の理論的分析においては、輸入財にある関税を課したとき、それは労働力一単位あたりの賃金水準と資本のレンタル(利率)とに——したがって賃金と価格とに——影響をあたえ、その結果、労働と資本の間の付加価値の分配状態を変化せしめることが明らかにされている。一国の生産物が二種類しかなく(一つは輸入競争財、もう一つは輸出財)、それぞれ異なった生産要素の投入構造をもっているような単純な世界では、通常の条件のもとでは、関税の引き下げは一義的な結果をもたらす。輸入競争部門が労働集約的な生産部門のときには賃金が資本のレンタル(利率)に比して相対的に下落する。それは関税の引き下げによって、労働集約的な生産物の輸入が増大し、その生産物の国内市場での価格は下落するからである。国内におけるその労働集約的な生産物の供給量は減少し、労働力の需要もそれに応じ減少する。資本にたいする需要も減少するけれども、それ以上に労働力にたいする需要が減少する。

第 1.1 図



こうして賃金は絶対的にも相対的にも下落する傾向を示すことになる。同じようにして、輸入競争部門が資本集約的な生産部門のときには賃金は相対的に上昇するであろう。

ただし、現実においては、一国が生産する生産物の数は豊富であり、あるものは輸出され、あるものは輸入財と競争的であり、あるものは非競争的である。またあるものは貿易とはまったく関係がない。このような条件のときに、いくつかの生産物の関税が引き下げられたとした場合、それによって要素価格がどのような影響をうけるか、したがって所得分配状態がどのように変更されるかは簡単な結論をゆるさない問題となるであろう。ただ、関税が主として資本集約的な生産物グループに賦課されているならば、その引き下げの影響はある程度まで類推できる。関税引き下げによるその生産物の価格の低下は、その部門の利潤と賃金をひくめ、その部門から資本と労働が流出することになる。その場合、労働に比して相対的に資本がより多く流出することになり、それは相対的に資本のレンタル（利子率）をひくめることになるであろう。資本のレンタル（利子率）が低下するときには、価格下落分を利潤の方と賃金の方とへ分割するとき、利潤の方への配分は大きくならざるをえないであろう。あるいは逆に、利潤の方への配分が大きくなっているときには、資本のレンタル（利子率）の低下が相対的に大きくなってしまう。いいかえると、賃金の相対的水準は上昇してゆく。もしそのときに労働集約的な生産物にたいする需要が増大するならば、労働力にたいする需要はたかまり、賃金は絶対的にも上昇するかもしれない。

さらに、現実にもくして考えてみよう。消費者物価のように、ある生産物グループについてある種の平均価格を作成するとき、そこには、単に国内財の価格のみならず、輸入財の価格も含まれている。その輸入財の国内価格が関税の賦課によってそれだけ上昇してい

るとすれば、それは国内で生産された輸入競争財の価格がその上昇した価格に対応した水準になっていることを意味しているのであろう。それは、その輸入競争財部門の賃金または利潤を、関税が賦課されないときに成立すると思われる水準よりもより高い水準に引き上げておくことを可能にする。関税によって高い水準に「保護」されているのが賃金であるのか、利潤であるのか——いいかえると、関税賦課が相対的に労働に有利になっているのか、資本に有利になっているのか——は、その部門内部における賃金水準が関税によってどれくらい影響をうけているかに依存するであろう。もし関税の引き下げ後における付加価値の変化分が関税の引き下げ以前と同一の比率で資本と労働の間に分配されるならば、関税引き下げによるその生産物価格の下落率と賃金の下落率とはひとしいことになるであろう。もちろん、労働市場がまったく完全であれば、関税引き下げの対象となった生産部門内部でその賃金下落率が決定されるということはないであろう。賃金は労働市場において「一物一価の法則」の適用をうけることになるからである。このように、関税の引き下げは生産物価格の下落と賃金の変化をとおして、資本と労働力との各種生産部門への配分に変化をもたらす、所得分配の変化をひきおこす。そして、生産物価格が関税の引き下げによって下落するために、その関税引き下げの対象となっている生産物がどのような種類にとくに集中しているかによって消費者物価などのような集合的な指標の動きは大きく影響をうけることになるであろう。

これまで関税引き下げのあたえる効果についてごく簡単に一般的な叙述をおこなってきたが、これらをまとめて示すつぎのようになる。

- (i) 輸入価格の低下を通じてその生産物にたいする需要が増加し、
- (ii) 輸入価格の低下の圧力をうけ、国内

- 供給が減少する。
- (iii) 輸入需要が増大するために国際収支は悪化する可能性をもつ。
  - (iv) 税率の低下のために政府の関税収入が減少する可能性がある。
  - (v) 国内生産物にたいする需給構成の変化のために生産要素の相対価格が変化する。
  - (vi) 外国からの輸出価格上昇のために交易条件は悪化する可能性がある。
  - (vii) 輸入産業部門では雇用が減少する。

これまでの説明からも明らかであるように、これらの効果はいずれも相互に深く関連しあったものである。したがって、関税の引き下げがおこなわれた場合、これらの効果が発現することになる。その効果の発現が部分的にあるいは全面的にさまたげられるのは、相殺的な政策手段が採用されるとか、効果の発現そのものを阻止するような機構がビルト・インされているときとかに限る。あるいは、他の経済的要因がその効果を相殺するような動きをするような場合にも同様のことになるであろう。

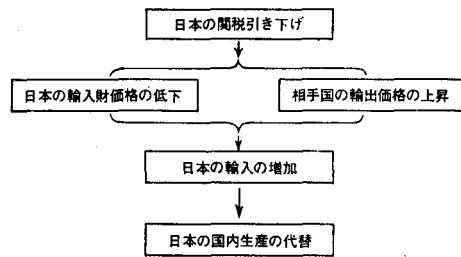
さらにつけ加えると、関税の引き下げがあたえる効果のなかで、保護効果は関税賦課の直接的な目的ともからんでかなり重要な位置をしめていることは周知のところであるが、この保護効果について問題となる点は、そうした保護が必要な産業部門の選択基準である。この選択基準が明確でない場合、その関税の引き下げの時期とその大きさをきめることにある種の困難がともなってくる。また、その保護が果して本当の意味で額面どおりの保護となっているのかどうか、いいかえると、実質的な保護効果は表面上の保護効果とどのくらい食い違っているのかどうかということもまた問題となるであろう。それはもし関税を引き下げたら、その実質的な保護効果はどの程度に低下するのかという問題を提起することになるからである。このことはとくに国際

競争と産業構造の変化とからんで大きな問題となる。この点については後にさらに詳しくとりあげるであろう。

### 3 関税引き下げと価格低下

関税引き下げの効果が多面的であることはすでに述べたとおりであるが、以下の分析において取りあげるべき側面をぬきだして図示するならば、つぎの第 1.2 図のようになるであろう。

第 1.2 図



いま関税込みの輸入価格を考えてみると、この関税込みの輸入価格は、関税引き下げによって、それだけまさに低下するが、しかし、これはその第一次的效果にしかすぎない。もしそこにとどまっているのであれば、関税引き下げの利益はその引き下げをおこなった国の消費者に帰属することになる。

もっとも、輸入価格の引き下げがそのまま国内市場での価格の引き下げに通じることになるかどうかはもちろん問題である。たとえ輸入価格が低下しても、それが途中において“洩れ”てしまい、それが国内市場での価格の引き下げにつながってゆかないならば、それはその国内の消費者の需要を刺激することにはならないし、したがって関税引き下げはまったく輸入需要を増加させないことになるかもしれない。もしこの“洩れ”がないものとするれば、関税込みの輸入価格が低下した場合、その低下と同一比率で国内の市場価格が低下することになる。この“洩れ”がどの程

度であるかは現実に個々の商品についてあたってみなければ、事前には何ともいうことができない。

いま述べたルートは関税引き下げと輸入をつなぐいわば主要幹線通路とでもいうべきものであるが、関税引き下げと輸入とをつなぐルートからの“洩れ”は上述したものだけではない。そこにはもう一つのより重要な“洩れ”がある。いま、関税引き下げをおこなった国の輸入財価格をその国への国境を通過するときの価格とみなすことにしよう。その輸入財の価格は輸入国の関税がどのようになっていても関係がないものと考えることができる。すくなくとも、これまでの議論は一応そのような前提のもとで述べられてきた。しかし、ここでその前提が現実には満たされないかもしれないことに注意する必要がある。それはつぎのようなケースが考えられるからである。

関税引き下げを前にして、その生産物の供給国の貿易業者は、単にその供給国からの輸出が増大することに満足しないことがある。そのようなとき、その貿易業者がその関税を引き下げただけ輸出価格を上昇させるとしたら、その貿易業者は輸出価格の上昇と輸出の増大との双方の利益を享受することができる。もし現実にはその双方の利益を享受しようとする行動が生じるならば、それだけ供給国からの輸出価格は上昇することになり、輸入財の関税込み価格はそれによって逆方向に影響される。いいかえると、関税引き下げによって、本来ならば関税込みの輸入価格が低下するはずのところ、この輸出価格の上昇によって低下の一部分が打ち消されてしまう。こうして、関税引き下げの効果の一部は海外に“洩れ”てしまい、国内の消費者はそれだけ関税引き下げによる利益を失うことになる。

外国の供給者はその輸出価格をたかめることによって交易条件を有利にすることができる。逆に関税を切り下げた国は交易条件の悪化によって、それだけナショナル・ウェル

フェアが阻害されることになるであろう。したがって、関税切り下げによる価格効果が消費者におよぶ前にその一部が“洩れ”る場合、それが国内において“洩れ”てしまうか、国外へ“洩れ”てしまうかによって、その“洩れ”を区分できる。ナショナル・ウェルフェアの立場からみるときは国外への“洩れ”は重大である。なぜなら、それは国民生産物の外国との交換にあたってその交換比率が不利になること、いいかえると、その評価額が割り引かれることを意味するからである。国内における“洩れ”はそれとは異なり、いわばあたえられたものの分配に関するものである。その意味からいうと、その国民経済上の重要度は異なっている。

その上、国外への“洩れ”の場合においても、輸入財の国内市場での価格はやはりそれによって影響をうけるわけであるから問題である。極端な場合には関税引き下げによる効果のすべてが国外へ流出してしまうかもしれない。そういう視点からみる場合、この関税を切り下げたことが相手国からの輸出価格の上昇を誘発するという現象は関税切り下げ効果の国際間の分配をとり扱っているものであることがわかる。消費者の立場からは現象のこの側面には二重の意味での“洩れ”が存在することになるのでかなり重大である。

この国際間での関税切り下げ効果の分配は外国における供給者と国内における消費者との間の分配であり、それは輸出供給の弾力性と輸入需要の弾力性との相対的な大きさに依存する。したがって、それは

- (i) その財がどのような種類の財であるのか、
- (ii) その財の総国内消費にしめるその輸入財消費の比率はどのぐらいであるのか、
- (iii) 輸入国における輸入制限的な貿易政策がどの程度採用されているか、
- (iv) 輸出国における輸出促進的な貿易政

- 策がどの程度採用されているか、
- (v) 輸出国におけるその財の供給増大の可能性はどの程度か、あるいはその国内消費から輸出への転用の可能性はどの程度か、
  - (vi) 代替可能な生産物がどの程度あるのか、
  - (vii) 市場における独占ないしは寡占の程度はどのぐらいか、

その他、その弾力性の相対的な大きさに影響をあたえる要因はいくつもあるであろうが、上にあげたものはとくにそのなかでも重要なものである。

もちろん、これらのものはかならずしも数量化しえないか、または数量化するのが困難なものであるが、それらが国際間の分配に大きい影響をあたえることは確かである。現実に関税の引き下げによる価格効果を取りあげるとき、通常は直接に輸入と関税切り下げを結びつけ、途中における効果の国内的および国際的分配にあまり考慮をはらわない。これは第一次接近としては当然のことである。しかし、もし可能であるならば、この分配的側面でおこってくる輸入価格低下へのバイアスを計測することが望ましいことは明らかである。

いま、相手国からの輸出価格を  $p$  とし、国内での市場価格を  $p_m$  とし、国内での供給者の利潤マージンを  $M$  で示し、さらに関税率を  $\tau$  で示すならば、それらの間には

$$p_m = p(1 + \tau) + M \quad (1.4)$$

が成立する。これを関税率  $\tau$  で微分するならば、

$$\frac{dp_m}{d\tau} = \frac{dp}{d\tau}(1 + \tau) + p + \frac{dM}{d\tau} \quad (1.5)$$

となる。右辺の  $dp/d\tau$  は関税の変化に対応する外国の輸出価格の変化率を示し、もし関税を引き下げたときにその輸出価格が上昇するならば、この項はマイナスの符号をもつ。

$dM/d\tau$  は関税を引き下げたとき、その変化に対応する利潤マージンの変化率を示す。この項は、それが増加したときマイナスの符号をもつ。前者は関税効果の外国への“洩れ”をあらわし、後者は関税効果の国内業者への“洩れ”をあらわす。

もし利潤マージンも変化せず、外国の輸出価格も変化しなければ、

$$\frac{dp_m}{d\tau} = p \quad (1.6)$$

となる。 $p$  は関税引き下げとかわりなく一定であるから、関税の引き下げ幅に  $p$  をかけただけ、国内の輸入価格は低下することになる。いま右辺の“洩れ”をあらわす項をまとめて

$$\frac{dp}{d\tau}(1 + \tau) + \frac{dM}{d\tau} \equiv -\alpha \quad (1.7)$$

とおくならば、

$$\frac{dp_m}{d\tau} = p - \alpha \quad (1.8)$$

となる。これは  $d\tau$  だけの関税の引き下げがおこったときに、 $(p - \alpha)$  をそれにかけた大きさだけ国内価格が低下することを意味する。いうまでもなく、

$$(p - \alpha)d\tau < p d\tau$$

であるから、“洩れ”があるときには国内価格の低下はそれだけ小さくなる。もちろん、“洩れ”をあらわす  $\alpha$  がどのような大きさになるかは、関税の引き下げに対応する外国の輸出供給条件と国内における輸入競争財の供給者がどのような反応の仕方をするか、またどのような市場支配力をもつかによって異なるであろう。

#### 4 輸入競争財産業への影響

この国内の輸入競争財の供給者の反応は、すでにあげた第 1.2 図の最下段の部分と関連する。輸入価格の変化によってひきおこされた輸入需要の変化は国内の輸入競争産業の生産物にたいする需要を変化させる。もし関税が引き下げられて、その結果、輸入競争財



(それは同一種類の生産物であってもよいし、それと代替的な機能を果す他の種類の生産物であってもよい) にたいする需要がこれまでの水準から低下し、そのかわり輸入財へシフトするならば、とくに全体としての需要が増大しないかぎり国内における輸入競争財の生産量は減少する。通常ならば非競争財の生産へより多くの資源と労働力がシフトすることになるが、なかでもとくに輸出財産業の生産へより多くの資源と労働力が振りむけられることになる。このシフトは国内の総需要の動きとも関連し、もしその総需要が増大するならば、それだけそのシフトによる影響が緩和される。総需要の増加による輸入財と輸入競争財の需要の増大が関税引き下げによるシフトの影響を相殺することになる。

いま、 $D_i$  によって対象としている財 (第  $i$  財とする) にたいする国内総需要をあらわすと、それは二つの部分に分かれる。一つはその国内で生産される第  $i$  財にたいする需要であり、もう一つは輸入される第  $i$  財にたいする需要である。前者を  $D_{id}$  であらわし、後者を  $D_{im}$  であらわすならば、

$$D_i = D_{id} + D_{im} \quad (1.9)$$

となる。その第  $i$  財にたいする国内総需要が一定であるとするならば、上の式から

$$0 = \frac{dD_{id}}{dp_{im}} dp_{im} + \frac{dD_{im}}{dp_{im}} dp_{im} \quad (1.10)$$

となる。これは輸入価格のわずかな変化に対応する輸入競争財需要の変化と輸入財需要の変化は逆の方向へ、同一量だけ変化しなければならないことを示している。もし後者が増加していれば、前者は減少している。

輸入価格  $p_{im}$  にたいする国内の輸入競争財需要の弾力性を  $n_d$  とし、同じく輸入価格  $p_{im}$  にたいする輸入財需要の弾力性を  $n_m$  とするならば、われわれは上の式を

$$0 = (n_d D_{id} + n_m D_{im}) \frac{dp_{im}}{p_{im}} \quad (1.11)$$

のごとく書きかえることができる。上の式 (1.11) は、輸入価格の変化率がどのような大きさであってもそれとはかかわりなく、右辺の括弧のなかがゼロでなければならないことを示している。括弧のなかを  $D_i$  でわったものは、二つの価格弾力性の需要量をウェイトとした加重平均をあらわしているから、その加重平均値を  $n$  であらわすと上述のことは、

$$n_i = \frac{n_d D_{id} + n_m D_{im}}{D_i} = 0$$

ということにひとしい。いうまでもなく、

$$n_d > 0, \quad n_m < 0$$

である。

そこで、つぎは第  $i$  財にたいする国内総需要が一定ではなく変化するものとしよう。したがって、輸入競争財と輸入財の需要関数はそれぞれ輸入価格と国内総需要の関数となるすなわち

$$D_{id} = D_{id}(D_i, p_{im}) \quad (1.12)$$

$$D_{im} = D_{im}(D_i, p_{im}) \quad (1.13)$$

となる。したがって、(1.12) 式については

$$dD_{id} = \frac{\partial D_{id}}{\partial D_i} dD_i + \frac{\partial D_{id}}{\partial p_{im}} dp_{im} \quad (1.14)$$

が成りたち、(1.13) 式については

$$dD_{im} = \frac{\partial D_{im}}{\partial D_i} dD_i + \frac{\partial D_{im}}{\partial p_{im}} dp_{im} \quad (1.15)$$

が成りたつ。

したがって、われわれは (1.9) を用いて

$$\left(1 - \frac{\partial D_{id}}{\partial D_i} - \frac{\partial D_{im}}{\partial D_i}\right) dD_i = \left(\frac{\partial D_{id}}{\partial p_{im}} + \frac{\partial D_{im}}{\partial p_{im}}\right) dp_{im} \quad (1.16)$$

を導くことができる。 $\partial D_{id}/\partial D_i$  は、輸入価格が一定としたときの国内で生産された第  $i$  財にたいする需要の増加分と第  $i$  財にたいする総需要の増加分との比である。同じようにして  $\partial D_{im}/\partial D_i$  は、輸入価格を一定としたときの第  $i$  財にたいする輸入需要の増加分と国内総需要の増加分との比である。これら二つの限界需要性向の和は当然 1 にひとしいから ( $h$ ) の左辺はゼロとなる。したがって、

$$\frac{\partial D_{id}}{\partial p_{im}} + \frac{\partial D_{im}}{\partial p_{im}} = 0$$

となるであろう。この式は国内総需要に変化がないとしたとき、輸入財にたいする需要、国内で生産された輸入競争財にたいする需要が輸入価格によってどのように影響をうけるかを示している。いうまでもなく、一方の増加は他方の減少によって相殺されなければならないであろう。この点に関してはさきの結論は別に修正されない。

したがって、輸入価格の低下によって輸入財にたいする需要が増加したとき、国内の輸入競争財にたいする需要は減少する。また国内の総需要が増加したときには、やはり輸入財にたいする需要も国内の輸入競争財にたいする需要も増大する。さきの(1.15)式にしたがい、輸入財にたいする需要はその増加の合計によって示されるから、いずれにしても増加することは確実であり、しかもその増加分は輸入価格の変化だけの場合よりも大きい。しかし、(1.14)式の場合にはその合計がどのような大きさになるかわからない。右辺の第1項はプラスとなっても、第2項がマイナスとなるから、その合計がプラスとなるか、マイナスとなるかは、所得効果と価格効果との大小関係に依存する。いいかえると、弾力性の値や需要と価格の変化率に依存する。

そのことはつぎのように変形すれば容易にわかるであろう。 $e_{id}$  を総需要にたいする国内競争財需要の弾力性とする、(1.14)式はかきかえられて

$$\frac{dD_{id}}{D_{id}} = e_{id} \frac{dD_i}{D_i} + n_{id} \frac{dp_{im}}{p_{im}} \quad (1.14)'$$

となる。国内で生産された第  $i$  財にたいする需要の変化率は第  $i$  財にたいする総需要の変化率と輸入価格の変化率との加重和となる。ウェイトはそれぞれの弾力性である。同じようにして第  $i$  財にたいする輸入需要の変化率は

$$\frac{dD_{im}}{D_{im}} = e_{im} \frac{dD_i}{D_i} + n_{im} \frac{dp_{im}}{p_{im}} \quad (1.15)'$$

となり、やはり弾力性をウェイトとした需要の変化率と価格の変化率との加重和となる。

ついでにいうならば、(1.16)の左辺の括弧のなかは

$$D_i - (e_{id}D_{id} + e_{im}D_{im}) = 0$$

となる。第  $i$  財の総需要にたいするシェアをウェイトにした二つの弾力性の加重平均値を  $e_i$  とすれば、 $e_i$  は1にひとしいことがわかる。

また、第  $i$  財にたいする総需要がその国の実質国民総生産に依存するとすれば、その総需要の増加率は実質国民総生産の増加率と第  $i$  財にたいする総需要の所得弾力性によって決定されることになる。実質国民総生産を  $y$  とし、その所得弾力性を  $\theta_i$  とするならば、

$$\frac{dD_i}{D_i} = \theta_i \cdot \frac{dy}{y}$$

となる。さらに輸入価格と関税率との間の弾力性を  $\phi_i$  であらわすならば、

$$\frac{dp_{im}}{p_{im}} = \phi_i \frac{d\tau_i}{\tau_i}$$

となる。

したがって、(1.14)' と (1.15)' とはさらに書きかえられて、

$$\frac{dD_{id}}{D_{id}} = e_{id} \theta_i \frac{dy}{y} + n_{id} \phi_i \frac{d\tau}{\tau} \quad (1.14)''$$

および

$$\frac{dD_{im}}{D_{im}} = e_{im} \theta_i \frac{dy}{y} + n_{im} \phi_i \frac{d\tau}{\tau} \quad (1.15)''$$

となる。それぞれの需要増加率は実質国民総生産の増加率と関税の引き下げ率との加重和となる。

その国の経済成長率がどの程度の大きさであるのか、貿易自由化を促進してゆくために関税率がどの程度まで引き下げられるかが弾力性ととも国内で生産された第  $i$  財と輸入

される第  $i$  財にたいする需要をそれぞれどのように変化させてゆくかを決定することになるであろう。それに応じて国内の産業構造ないしは生産構造にその影響が生じるであろう<sup>1)</sup>。

〔注〕

- 1) この点についてはすでに部分的にはあるが、投入構造を中心として分析をおこなったことがある。渡部福太郎「関税政策と所得分配」『学習院大学経済論集』第5巻第1号、1968年を参照されたい。

### 5 関税の相互引き下げ

関税の引き下げが貿易をおこなっている国の中で相互的におこなわれる場合、その効果は双方の関税の引き下げによる効果の和となる。相手国が関税を引き下げたときには、たとえば日本からの当該生産物の輸出量はそれによって一般的には増大する。もちろん、輸出額そのものが増加するかどうかは、輸出の価格弾力性にも依存するから一概には結論できない。この場合、もし輸出が増大するならば、それは国際収支にプラスの効果をあたえる。

輸出の増大によって、日本の該当した生産部門における生産は増大する。もしそれが既存設備の能力範囲においてまかないきれないときには、投資によって、生産能力の不足部分をうめようとする意欲を誘発することになるかもしれない。生産余力があるときには、労働力と資源の付加的な投入によって増加した輸出需要に応じてゆくことができるが、もしその余力がないときには、期待の弾力性が1にひとしいかまたはそれよりも大であるかぎり、設備投資への刺激が付加される。

したがって、関税を双方ともに引き下げた場合には、一方では輸入増加をとおしてその国が“処分可能な”資源は輸入競争財部門から“流出”し、他方では輸出増加をとおしてその国の“処分可能な”資源が輸出財部門へ“流入”する。もし、もともと資源と労働力

が完全利用ないし完全雇用の状態にないならば、それによって利用されない資源と雇用されない労働力との間の比率に変化が生じるであろう。いいかえると、このことは日本の産業構造が二つの側面から影響をうけることを示している。とくに当該産業の国際市場における競争力 (competitiveness) が限界的なところに位置している場合、外国の関税引き下げによる影響はつよく作用すると考えられる。この逆に、外国における関税引き上げは場合によると致命的な影響をあたえることになるかもしれない。

貿易相手国である外国が関税を引き下げた場合に問題になるのは、その関税設定が選択的におこなわれる場合である。かりに外国が関税を引き下げても、それが差別をとともなう場合、かえって関税引き下げによって、日本の当該産業部門がマイナスの影響をうけるということがありうる。関税の一般水準が非選択的に引き下げられたとき、その影響はこれまでとは異なってくる。関税を引き下げた国の産業とその国へのすべての輸出国の当該産業との間にある国際競争力の格差が縮小する。この競争力の縮小は輸出国相互間における競争力の相対的地位に変化を生じない。しかし、二つの異なった比率で関税が引き下げられた場合、そのいずれかの適用をうけることになるが、相対的に僅かな関税引き下げを適用された国の産業の競争力は、相対的に大きい引き下げを適用された国の産業のそれよりも相対的に低下することになる。いいかえると、このような差別的関税引き下げは各国の当該産業部門のいわゆる国際競争力の相対的位置づけに影響をあたえることになる。

この国際競争力の相対的位置づけにおける変化がそれぞれの国の当該産業部門からの輸出に影響をあたえ、かならずしも、特定の国からその市場への輸出を増加させない(あるいは減少させる)ということがおこる。外国が関税を引き下げた場合、その輸出への影響は

一義的ではない。これにたいし、関税引き下げをおこなった国の輸入は一般的には増大する。関税引き下げは、その引き下げをおこなった国とその国の貿易相手国との間での国際競争力の地位の変化をひきおこし、引き下げ国における需要の再配分をひきおこす。その需要の内外への再配分は盾の裏側として供給の再配分を意味する。その供給の再配分はそれぞれの国内における資源の再配分をもたらす。

これにたいし、差別的関税引き下げは、その引き下げをおこなった国の輸入にはとくにこれまでと本質的に異なった影響はでてこない。無差別引き下げのときとおなじく、その引き下げをおこなった国の当該生産物にたいする需要の一部はその国から他の貿易相手国へ流れてゆく。しかし、その流出部分がいくつかある貿易相手国へ同じ比率で配分されるということは通常ありえない。ここでその輸入需要の増加分の再配分がおこなわれる。相対的に有利になった国へより多くの輸入需要が配分される。しかし、単に増加した輸入需要についてのみ配分比率が変化するわけではない。すでにこれまで輸出していた部分についても再配分が生じる。関税を引き下げた国へ輸出していた各国の産業部門の間での国際競争力に変化が生じる以上、そのことは当然といわなければならない。後進国ないしは発展途上国の生産物にたいする特惠関税のもつ役割りは、それらの国からの生産物価格（関税込み）を相対的に低下させることによって、世界需要の再配分を実現することにある。

しかし、その世界需要の再配分が実現されるとき、それによって世界需要におけるシェアが減少する国の当該産業部門はそのために縮小せざるをえないことになる。その縮小から解放された生産資源や労働力は他の部門へ吸収されるか、または遊休状態になる。それとは逆に、世界需要におけるシェアの拡大をみた特惠関税の享受国の当該産業部門は世界

市場における競争力をつよめ、その拡大維持が容易となってくる。このような変化は双方の国における産業構造の変動をもたらすことになるであろう。

これはいいかえると、それぞれの国の比較生産費構造が関税引き下げに新しい影響をうけることを意味している。関税が世界経済を構成する国々の比較生産費構造に影響をあたえるということはかなり留意されなければならない現象である。この比較生産費構造へ影響をあたえるという場合、関税引き下げはむしろ本来の比較生産費構造への“収束”という役割りを果す。もちろん、他に多くの貿易制限政策があるわけであるから、関税を引き下げたからといってそれだけでその“収束”がおこなわれるわけではないが、すくなくとも関税引き下げは一国の産業構造を部分的に“収束”の方向へ近づけるものということができる。そういう視点からすると、この差別的関税引き下げといえども、各国の比較生産費構造を本来のものに近づける機能を果たしたといえる。

ただし、ここで付け加えておかなければならないことは、関税引き下げによって国際競争力の相対的地位が変化するというとき、その相対的地位というのは、その用語が示すようにあくまでも関連しているいくつかの国の比較の上になりたっている。したがって、もしすべての国が関税引き下げの影響を一律にうけるとするならば、その引き下げをおこなった国への輸出国のみをとりあげた場合、そこに競争上の相対的地位に変化は生じない。したがって、それらの国との比較生産費構造には何らの変化も生じない。それらの国との比較生産費構造の変化は関税の差別的引き下げが実現されたときに生じる。そのことは、差別的引き下げの程度が大きければ、比較生産費構造への影響も大きくなることを意味する。したがって、差別の方向と程度いかんによっては、特定の国にとっての影響が本

来の比較生産費構造への“収束”とは異なったものとなる可能性がある。

したがって、後進国ないし発展途上国にたいする特惠関税が“収束”とは逆の方向への影響をもつかどうかということが問題となる。特惠関税が主としていわゆる軽工業（あるいは労働集約的産業）とよばれている部門の生産物にあたえられることになっているが、このことは、中進国や先進国の軽工業（あるいは労働集約産業）の比較生産費上の優位が国際市場において失われることを意味している。したがって、中進国や先進国の軽工業（あるいは労働集約産業）の貿易量は減少することになり、この方向への圧力は後進国ないし発展途上国の軽工業品の輸出を促進することになるであろう。このような圧力の存在によって、たとえば日本のような国はかなり明瞭に産業構造上の影響をうける結果となる。その影響の方向は日本の軽工業（あるいは労働集約産業）の“衰退”という方向であるから、これは日本の産業構造の重化学工業化と対応することになる。日本の軽工業（ないし労働集約産業）の比較生産費上の不利化は重化学工業を中心とした日本経済の比較生産費構造のあるべきパターンへの接近を促進する役割をもつことになるかもしれない。もし、かりに特惠関税という差別的関税の引き下げが別の品目に集中するならば逆の方向に作用する結果がもたらされてしまうであろう。

もちろん、すべての国が一律的に関税を引き下げた場合、当然のこととして比較生産費構造の上に変化が生じるが、それについては特別に説明を必要としないであろう。極端なケースとして、もしすべての国が関税をゼロにしたならば、各国の産業部門はことごとくその生産費上の地位に変化を生じ、その国際競争力は本来の姿のまま顕在化することになる。そうして、おそらく、はかりしれない困難をそれぞれの経済にひきおこすであろう。なぜなら、関税の撤廃は単に本来の比較生産

費構造の顕在化をもたらすだけでなく、それに応じて貿易構造の変化が生じ、さらに産業構造の変化がおこり、それとともに資源の産業別再配分と要素所得（付加価値）の産業別再配分と要素間の再配分が生じるからである。そのような変化は短期間ではとてもスムーズに進行するわけにはゆかない。

関税を一律に引き下げた場合に考慮すべき経済外的問題点がある。かりにふたたび関税がことごとく撤廃されたとしよう。ある特定の国のすべての生産物の生産コストがコンスタントであるとするならば、その国のすべての産業部門はそれに応じて一斉に利潤の低下に見舞われることになるであろう。もしその利潤が関税の賦課によってかろうじて支えられているものであるとしたら、その関税の撤廃はその産業部門の利潤をゼロ、またはマイナスにしてしまうかもしれない。場合によつたら、利潤はマイナスとなる可能性さえでてくる。その利潤がマイナスとなるような産業部門は必然的に消滅せざるをえない。特別な政府の保護などをうけないかぎりそうなる。それは明らかにその国の経済に一つの混乱をひきおこすことになるであろうし、さらに政治的、社会的、混乱の種となるであろう。したがって、たとえそのような関税の撤廃が世界貿易の流れを促進し、各国の貿易を比較生産費構造の帰るところへ導くとしても、その急激な実行が望ましいかどうかかわからない。ただし、いいかえるならば、そのような関税の撤廃という政策はそれが具体的なスケジュールのなかに登場するときには、そのあたえる具体的な衝撃に十分な配慮をあたえなければならぬのである。もちろん、すべての生産物に賦課されている関税を撤廃するとき、投入財の価格も低下し、コストも引き下げられることになるから、それだけ利潤の低下はすくなくなる。それでも、しばしば関税による保護をうけている部門は投入財の関税撤廃によって影響をうけないことがある。

## 〔2〕 関税引き下げと特化指標

### 1 特化指標の変化

関税引き下げの影響はいろいろな視点からみることができる。たとえば一つの方法は関税が引き下げられるならば、それぞれの国の特化現象は促進されるという視点に立って、その特化の促進を示す指標をさがすことである。このための指標をどうして見つけるかは一つの問題であるが、バラッサによって用いられた方法はその一つである。それは貿易差額を利用するものであり、きわめて簡単なアイデアにもとづいている。バラッサはEECの結成とそれにもなう域内関税の引き下げの影響をみるために、このインデックスを用いた<sup>1)</sup>。もし加盟国間で完全な特化(それを水平的分業とよぼうと何とよぼうとかまわない)がおこなわれれば1となり、もしそうでなければ極端な場合にゼロとなる。そのインデックスはつぎの式の***b***,

$$b = \frac{1}{n} \sum \frac{|X_i - M_i|}{X_i + M_i} \quad (2.1)$$

によって示される。ここで  $X_i$  は第  $i$  産業部門の生産物の輸出額であり、 $M_i$  は第  $i$  産業部門の生産物の輸入額である。 $n$  は分類される財の数である。

あらゆる産業部門がすべて完全特化の状態にあるのであれば、その第  $i$  産業部門の生産物は輸出されるか輸入されるかである。しかし、もしそうでなければそれは1より小さいものとなる。もし同一産業部門の内部においての特化が進行するならば、その部門の生産物は相互に取引されるようになり、しだいに貿易差額が小さくなっていく。たとえば、関税障壁がとれて、モデルや大きさの異なった自動車相互に取引されるならば、それは自動車の一方的な貿易の流れを修正することになるであろうから、どうしても貿易差額は小さくなるであろう。

通常の場合、ある特定の国がある特定の財だけについて関税を引き下げるのではなくて、多くの財について一斉に関税を引き下げ、しかも多くの国が同時にその関税引き下げを実行するとき、輸入競争産業にたいする国内需要は縮小し、輸出産業にたいする国外需要は拡大するという形を通じて各国の資源が二つの産業部門の間で再配分される。これは関税の保護機能からみて当然のこととなる。この再配分にもなう輸入競争産業の縮小という帰結は国内産業政策上の問題であるばかりでなく、一つの社会・政治問題を提起する。関税引き下げにもなうこのような変化はいわゆる産業部門間の特化の進行といわれているものである。関税の一括引き下げに賛成するときには輸出財産の拡大にもなう一国のウェルフェアの増大が念頭におかれ、その一括引き下げに反対するときには輸入競争産業の縮小にもなう一国のウェルフェアの減少が念頭におかれる。

このように輸入競争産業と輸出産業との間に代替が発生するというのが一般的な結論ではあるが、しかし現実には必ずしもそのようにはならないかもしれない。あるいはこうした代替が起こるにしても、それにはかなりの時間を要する。

いうまでもなくこのうち、問題なのは前者のようなことがおきるケースである。現実にはそのような代替が生じないケースとしてつぎのことが考えられる。ある産業部門の内部において生産されている財には各種の同一生産物があるため、その部門の生産物といっても、それらは厳密な意味では同一でない。さきに自動車の例をあげて示したように、そのモデルや大きさ、さらには性能などにおいて相互に異なった生産物が生産されているのが普通である。こうした場合、それらの生産物の関税が引き下げられたとき、需要者にはより拡大された選択の余地が生じることになる。需要者にはその好みに応じて需要してゆくから、

その一部は外国製品にむかうのは当然であろう。そうして外国の需要についても同じようなことが起こってくることになる。

これは需要総額に変化がなく、しかも部分的に需要が外国へ流出してゆくことを意味している。もしそうであるとすれば、極端な場合、それぞれの国における当該生産物の生産量には何らの変化もなく、単にその国内需要にたいする配分と国外需要にたいする配分とが異なるだけということが起こりうる。この場合、特化という現象が明らかに起こっているが、それは産業部門の間で起こっているのではなくて、産業内部で起こっている。

たとえば、いままでならば日本の需要者は主として日本の製品しか購入しなかったのが、同種の外国製品をも購入するようになり、他方、外国の需要者は主として自国の製品しか購入していなかったのが、同種の日本製品をも購入するようになる。このようにして、日本の生産者はその同種製品のなかのある特定の品種に特化し、外国の生産者は同じくその同種製品のなかのある特定の品種に特化するようになる。したがって、ある種の品種については日本ではまったく生産をしないということになり、他の品種については外国ではまったく生産をしないということになる。

もちろん、これはある意味では決して厳密な議論ではない。なぜなら、あらゆる生産物は微細な点にまで立ちいるならば、つねに相互に異なっている。したがって、産業部門の区分をきわめて詳細におこなうならば、上述したようなモデルや性能が異なる自動車は相互に別個な産業部門であるということになる。もしそう解釈するならば、すべてが産業部門の間の代替現象であり、産業部門の間の特化であることになり、産業部門内の特化というものはないであろう。しかし、それにもかかわらず、産業部門内の特化ということはそれなりに意味をもっている。それは関税が引き下げられたとき、そのときの産業部門

分類の下における特化がどちらの方向をむいたかによって、特化の特徴を見いだすことができるからである。

周知のごとく、ヨーロッパ経済協同体の結成によって、域内関税が一斉に引き下げられたが、この域内関税の一括引き下げによってそれぞれの国の特化方向がどのようになったかをみておくことはきわめて意義がある。次の第2.1表をみられたい。

第2.1表 特化指標

	1958	1963
ベ ル ギ ー	0.458	0.401
フ ラ ン ス	0.394	0.323
ド イ ツ	0.531	0.433
イ タ リ ー	0.582	0.521
オ ラ ン ダ	0.495	0.431

[資料出所] B. Balassa, "Tariff Reductions and Trade in Manufactures among the Industrial Countries," *American Economic Review*, Vol. LVI, No. 3. June 1966.

この表の各欄の数値はさきの(2.1)にしたがって計算されたものである。その計算結果は域内関税の一括引き下げによってそれぞれの国の特化の方向が産業部門の間の特化にむかっているか、それとも産業部門内の特化にむかっているかを明らかにしている。これによると、この五つの国について、すべて特化係数(b)は1958年から1963年にかけて低下していることがわかる。しかもその低下は決して微小差ではなくて、かなり歴然としている。このことは、関税の一括引き下げが産業部門間の特化よりはむしろ産業部門内の特化にむかっていることを示している。もちろん、このことは関税の一括引き下げによる効果が産業部門間の特化によるウェルフェアの増大であるという命題に反していることを示すものではないであろう。そうではなくて、むしろ、特化の方向が産業内特化という形をとることによって、重化学工業部門内部の生産物における各国の特化が進行していることを示

している。これはいわゆる“水平的分業”なる表現に該当する現象であることはいうまでもない。

[注]

- 1) B. Balassa, "Tariff Reductions and Trade in Manufactures among the Industrial Countries," *American Economic Review*, Vol. LVI, No. 3, June, 1966.

ここで、バラッサが用いたインデックスはきわめて簡単であるが、バラッサは別の機会には一層に手の込んだ方法を用いている。もっともそれは比較生産費の顕現を示すものとしてのインデックスであるので、目的は異なっている。これについては、

B. Balassa, "Trade Liberalization and Revealed Comparative Advantage," *Manchester School of Economic & Social Studies*, Vol. 33, 1965.

をみられたい。

## 2 日本の特化指標

そこで日本の場合には、これが関税一括引き下げによってどのようになるかが問題であるが、当然のことながら、これと同じインデックスを作成してみなければわからないわけであるし、しかもまた関税の一括引き下げは実行段階にはいっていない。そこで一つの参考として過程において大幅な関税引き下げが実行された時期をとってみることにしよう。日本がガットに加盟したのは1955年6月であるが、具体的に貿易の自由化を大幅に促進することになったのは、1961年6月からの「貿易・為替自由化計画大綱」にもとづく関税の大幅改訂からである。1961年の関税の大幅改訂に続いて、1962年には自由化率90パーセントの達成のためにさらに関税改訂をおこなった。この1961年と1962年の関税の大幅改訂によって、日本の関税率改訂は一段落することになった。したがって、この改訂の影響をうけて、輸出入の構成が変化することになる。もちろん、この変化は決して関税率の改訂の直接にあらわれるわけではない。やはり、それには若干のタイム・ラグが必要である。

われわれは上述の方式にしたがって、日本の特化指標を作成してみた。その際日本のほかに、もっとも貿易関係の深いアメリカについても同じような特化指標を作成してみた。アメリカは日本と同じような時期に同じような大幅な関税改訂をおこなったわけではないから、別に特化係数を計算する必然性はないのであるが、それにもかかわらず、こうした計算をおこなうことは、日本の数値の意味付けをおこなうに意味がある。

まず、日本からみてゆくことにしよう。計算対象年次としては、関税の改訂がおこなわれる直前における1960年と改訂直後の1963年と、それから約5年後の1967年との三つの年次を選んだ。品目はSITCの二桁を選び、それについてさきに定義した特化指標、すなわち、貿易量にたいする貿易収支の比率を計算した。付表2.1がその計算結果である。0類と1類からみてみると、インデックスが増加したもの（Iという記号で示す）、不変のもの（Cという記号で示す）、それに減少したもの（Dという記号で示す）とにわかれる。それを二桁分類番号によって示すと、まず0類と1類については

(I) 00, 01, 02, 05, 07, 08, 11, 12

(C) 04, 06

(D) 03, 09

のようになる。大部分が年次を追うにつれて増大している。調整品が(C)または(D)にきていることが目につく。

つぎに、2類から4類までをとってみると、

(I) 21, 24, 25, 29, 41, 43,

(C) 22, 28

(D) 23, 26, 27, 32, 33, 34, 42

となっており、増加したものと減少したものとが相半ばしている。以上の類別についてみるかぎり、インデックスが不変のものは大体において、その生産物そのものがすでに完全に特化しているものばかりである。それと同時に、2類の大部分が1に近い数値となって



#### 関税引き下げ効果の分析

いる。このことは、この部門の多くが完全特化に近いものであることを示している。化学関係の製品は

(I) 54, 56, 58

(C) —

(D) 51, 52, 53, 55, 57, 59

となっていて、むしろ数値の減少したものが多。増大したのは医薬品、肥料、プラスチックなどである。

つぎに6類をみてみよう。ここでは、大部分のものが低下している。すなわち

(I) 62, 68

(C) —

(D) 61, 63, 64, 65, 66, 67, 69

となっている。これは意外ともうけとれるが7類および8類になると、

(I) 71, 73, 86

(C) —

(D) 72, 81, 82, 83, 84, 85, 87

となって、この傾向は一層ひどくなる。すなわち、6類から8類については、むしろ特化傾向が緩和されている。

これらを通じてみると、ほぼSITCの番号順に、特化指標の増加した部門の数が減少し、特化指標の減少した部門の数が増大している。これだけでは何ともいえないので、同じ期間についてアメリカの特化指標を計算してみることにしよう。

まず0類と1類からみると、

(I) 01, 04, 06

(C) 07, 11

(D) 00, 02, 03, 05, 09, 12

となり、日本とは異なっており、減少したものが多。また、2類から4類までについては

(I) 22, 29, 41, 42

(C) 28, 33

(D) 21, 23, 24, 25, 26, 27, 32, 34, 43

となっており、ここでも大部分が減少している。さらに2類の数値が日本にくらべかなり

低いことが目につく。

化学関係の製品については、

(I) 52, 56, 57

(C) —

(D) 51, 53, 54, 55, 58, 59

となっていて、日本の場合とおなじく減少したものが多。また6類については、

(I) 65, 66, 68

(C) —

(D) 61, 62, 63, 64, 67, 69

となっており、やはり、日本の場合と同じく減少したものが多。7類と8類については

(I) 82, 83, 84, 85, 86

(C) —

(D) 71, 72, 73, 81, 87

のようになり、増加したものと減少したものが相半ばしている。8類の大部分が増加していることが日本の場合と異なる。日本の場合には逆にかえって減少しているからである。

ここで、日本とアメリカとの双方について、その特化指標のまったく同じものを選びだしてみると次のようになる。

(I) 01, 29, 41, 56, 68, 86

(C) 28

(D) 03, 09, 23, 26, 27, 32, 34, 51, 53  
55, 59, 61~64, 67, 69, 72, 81, 87

これを見て気づくことは、この共通の方向へ変化したインデックスのほとんどが減少方向であることである。この減少グループのなかでも6類の大部分が共通していること、5類の2分の1弱が共通であることである。この減少しているグループはそれぞれの国においてこの期間にともに輸出入差額が減少した品目であるが、それはすでに述べたように、その品目内の特化が進んで、いずれの国もそれらの取引量が拡大したことを意味している。それとは逆に、このインデックスの増加は品目間の特化が進行したことを意味している。したがって、総じてこの両国に関してみると、いずれも品目内の特化、いわゆる水平分業が

関税引き下げ効果の分析

進展した部門がこの対象年間において多かったことになる。

いま、品目内の特化が進展したのをかぞえてみると、日本の場合に29品目となり、アメリカの場合には32品目となっている。これにたいし、品目間の特化が進展したのをかぞえてみると、日本の場合には25品目となり、アメリカの場合には18品目となっている。このことはアメリカにおける方が日本におけるよりも品目内の特化が相対的に進行したことを示している。

そこで、もう少し品目分類を大まかにとってみることによって、さらに事態の変化の特

第 2.2 表 日本の特化指標

	1960	1963	1967
0 食料品及び動物	0.339	0.578	0.667
1 飲料及びたばこ	0.467	0.617	0.784
2 食用に適しない原材料	0.893	0.888	0.913
3 鉱物性燃料，潤滑油	0.957	0.973	0.968
4 動植物性油脂	0.118	0.120	0.416
5 化学工業生産品	0.221	0.079	0.070
6 原料別製品	0.756	0.744	0.490
7 機械類及び輸送用機器	0.395	0.296	0.591
8 雑製品	0.830	0.734	0.739

〔資料出所〕 付表 2.1 に同じ。

第 2.3 表 アメリカの特化指標

	1960	1963	1967
0 食料品及び動物	0.056	0.025	0.004
1 飲料及びたばこ	0.097	0.093	0.037
2 食用に適しない原材料	0.064	0.063	0.051
3 鉱物性燃料，潤滑油	0.308	0.331	0.342
4 動植物性油脂	0.526	0.513	0.468
5 化学工業生産品	0.590	0.548	0.488
6 原料別製品	0.109	0.204	0.307
7 機械類及び輸送用機器	0.654	0.641	0.369
8 雑製品	0.104	0.086	0.125

〔資料出所〕 付表 2.2 に同じ。

徴をみてみることにしよう。次の第 2.2 表と第 2.3 表は一桁分類によって同じような計算をおこなった結果を示している。

これによると、日本の場合、食料品、飲料、原材料（非食用）、鉱物性燃料、動植物性油脂、化学製品、機械類および輸送機器などはすべてそのインデックスが増加している。それが減少したのは原料別製品と雑製品のみである。これにたいし、アメリカの場合にはそれとは逆にインデックスが増加したのは、鉱物性燃料、原料別製品および雑製品のみであり、残りはすべて減少している。この点は、二桁分類のときとはかなり異なった対照である。この点は二桁分類において両国ともに品目間の特化、（いいかえると、それらを生産する生産部門間の特化）よりも品目内の特化（すなわち生産部門内の特化）の方がつよく印象づけられたことを思い出せばわかる。

これはきわめて興味深い事実をさしている。それは、日本の場合、一桁分類では明らかに品目間の特化が進行している。しかし、それらの品目のなかをさらに細かく分類して考察してみると、それぞれの細かい品目の内部での特化が進行している。これにたいし、アメリカの場合、一桁分類では品目内の特化が進行している。しかも、その品目をさらに詳細に分けてみてもやはり品目内の特化が進行しているということになる。

したがって、一見、二桁分類では両国ではともに品目内の特化が進化しているかにみえるが、日本の場合にはその過程において広く産業部門間の特化が進行していたのであり、アメリカの場合には広く産業部門をとっても、細かく産業部門をとっても、いずれにしても部門内での特化が進行していたのである。したがって、日本の場合には、SITC 二桁をとった場合、インデックスの増加した部門はかなり主導的な地位を貿易上しめていたこと、さらに、部門内（品目内）の特化が進む場合にも、輸出部分が増大するというパターンで

関税引き下げ効果の分析

それが進行するケースが多かったことが、上述したようなアメリカとのコントラストを生みだした理由であるかもしれない。

第 2.4 表 日本とアメリカの特化指標(全品目)

	1960	1967
日 本	0.052	0.055
ア メ リ カ	0.150	0.075

(資料出所) 付表 2.1 および付表 2.2 に同じ。

しかし、関税率の大幅改訂がその反映を直接にまた間接に促進したことは確実であり、その意味で上述した特化指標の変化にたいする関税引き下げの影響はかなり大きかったとみてよいと思われる。なお、総額についてみた場合の特化指標はうへの第 2.4 表のようになる。日本の数値は増大し、アメリカの数値は減少している。

付表 2.1 日本の特化指標

	1960	1963	1967
00 生きている動物	0.013	0.507	0.870
01 鳥獣肉類及び調製品	0.700	0.795	0.825
02 酪農品及び鳥卵	0.538	0.695	0.881
03 魚介類及び調製品	0.955	0.705	0.331
04 穀物及び調製品	0.980	0.970	0.983
05 果実及び野菜	0.175	0.358	0.533
06 糖類及び調製品、はちみつ	0.941	0.985	0.945
07 コーヒー、茶、ココア、香辛料	0.563	0.840	0.872
08 飼 料	0.648	0.822	0.723
09 その他の調製食料品	0.448	0.328	0.159
11 飲 料	0.082	0.218	0.340
12 た ば こ	0.548	0.669	0.840
21 原皮及び毛皮	0.921	0.920	0.975
22 採油用のナット及び核	1.000	1.000	0.999
23 生 ゴ ム	0.998	0.939	0.720
24 木材及びコルク	0.738	0.849	0.950
25 パルプ及び紙	0.810	0.986	0.985
26 織物用繊維及びくず	0.816	0.760	0.759
27 肥料及び粗鉱物	0.970	0.946	0.928

28 金属鉱及びくず	0.998	0.999	0.999
29 その他の動植物性原材料	0.405	0.561	0.627
32 石炭、コークス及びびれん炭	1.000	0.985	0.989
33 石油及び製品	1.000	0.972	0.963
34 天然ガス及び製造ガス	0.000	1.000	0.943
35 電 力	—	—	—
41 動物性油脂	0.074	0.015	0.524
42 植物性油脂	0.085	0.426	0.028
43 動植物性加工油脂及びろう	0.867	0.696	0.719
51 元素及び化合物	0.283	0.018	0.150
52 鉱物性タール及びこれらの粗製品	0.912	0.359	0.626
53 染料なめし剤及び着色剤	0.567	0.494	0.249
54 医 薬 品	0.016	0.209	0.445
55 精油香料及び化粧品類	0.315	0.402	0.292
56 肥 料	0.224	0.219	0.311
57 火 薬 類			0.729
58 人造プラスチック	0.365	0.588	0.611
59 その他の化学工業生産品			0.447
61 革及び同製品、毛皮	0.151	0.188	0.119
62 ゴ ム 製 品	0.830	0.862	0.915
63 木製品及びコルク製品	0.984	0.982	0.564
64 紙、板紙及び同製品	0.901	0.819	0.681
65 織物用糸、織物類	0.959	0.920	0.849
66 その他の非金属鉱物製品	0.914	0.677	0.525
67 鉄 鋼	0.624	0.774	0.557
68 非 鉄 金 属	0.622	0.496	0.700
69 その他の金属製品	0.866	0.792	0.827
71 機 械 類	0.120	0.256	0.192
72 電 気 機 器	0.776	0.661	0.716
73 車輛航空機及び船舶	0.663	0.671	0.822
81 衛生用品、暖房照明器具	0.963	0.702	0.729
82 家 具	0.947	0.889	0.803
83 旅行用具、ハンドバック類	0.984	0.828	0.843
84 衣 類	0.989	0.927	0.912

関税引き下げ効果の分析

85	は き 物	0.998	0.976	0.960
86	光学機器, 医療用機器, 精密機器, 写真映画用材料	0.437	0.430	0.602
89	その他の雑製品	0.851	0.760	0.715
	平 均	0.658	0.681	0.668

[資料出所] 日本関税協会『外国貿易概況』1960, 1963, 1967 により計算。

付表 2.2 アメリカの特化指標

	1960	1963	1967	
00	生きている動物	0.531	0.486	0.271
01	鳥獣肉類及び調製品	0.431	0.561	0.620
02	酪農品及び鳥卵	0.568	0.630	0.242
03	魚介類及び調製品	0.845	0.857	0.772
04	穀物及び調製品	0.940	0.965	0.966
05	果実及び野菜	0.125	0.155	0.060
06	糖類及び調製品, はちみつ	0.874	0.915	0.894
07	コーヒー, 茶, ココア, 香辛料	0.961	0.937	0.956
08	飼 料	0.482	0.533	0.537
09	その他の調製食料品	0.853	0.801	0.449
11	飲 料	0.956	0.953	0.951
12	た ば こ	0.594	0.672	0.579
21	原皮及び毛皮	0.180	0.242	0.044
22	採油用のナット及び核	0.680	0.833	0.869
23	生 ゴ ム	0.232	0.134	0.035
24	木材及びコルク	0.436	0.371	0.113
25	パルプ及び紙	0.310	0.267	0.223
26	織物用繊維及びくず	0.484	0.243	0.319
27	肥料及び粗鉱物	0.242	0.241	0.082
28	金属鉱及びくず	0.305	0.375	0.304
29	その他の動植物性原材料	0.348	0.290	0.392
31	鉱物性燃料, 滑剤	0.307	—	—
32	石炭, コークス及びべん炭	—	0.974	0.937
33	石油及び製品	—	0.598	0.590
34	天然ガス及び製造ガス	—	0.706	0.388
35	電 力	—	—	—
41	動物性油脂	0.526	0.881	0.897

42	植物性油脂	—	0.212	0.228
43	動植物性加工油脂及びろう	—	0.676	0.308
51	元素及び化合物	0.493	0.292	0.418
52	鉱物性タール及びこれらの粗製品	0.263	0.305	0.534
53	染料なめし剤及び着色剤	0.615	0.446	0.348
54	医 薬 品	0.722	0.698	0.602
55	精油香料及び化粧品類	0.489	0.478	0.344
56	肥 料	0.061	0.042	0.237
57	火 薬	—	0.352	0.379
58	人造プラスチック	—	0.905	0.774
59	その他の化学工業生産品	0.849	0.876	0.721
61	革及び同製品, 毛皮	0.122	0.032	0.104
62	ゴ ム 製 品	0.538	0.510	0.250
63	木製品及びコルク製品	0.563	0.665	0.543
64	紙, 板紙及び同製品	0.492	0.417	0.347
65	織物用糸, 織物類	0.058	0.161	0.209
66	その他の非金属鉱物製品	0.022	0.294	0.365
67	鉄 鋼	0.683	0.114	0.420
68	非 鉄 金 属	0.032	0.364	0.481
69	その他の金属製品	0.333	0.213	0.150
71	機 械 類	0.774	0.731	0.518
72	電 気 機 器	0.494	0.560	0.296
73	車輛航空機及び船舶	0.568	0.566	0.242
81	衛生用品, 暖房照明器具	0.806	0.525	0.319
82	家 具	0.137	0.011	0.271
83	旅行用具, ハンドバッグ類	0.517	0.650	0.800
84	衣 類	0.504	0.615	0.564
85	は き 物	0.861	0.862	0.932
86	光学機器, 医療用機器, 精密機器・写真・映画用材料	0.300	0.342	0.326
89	その他の雑製品	0.445	0.279	0.107
	平 均	0.487	0.498	0.464

[資料出所] OECD, Foreign Trade Series C: Trade by Commodities. 1960, Jan.-Dec., 1963 Jan.-Dec 1967. Jan.-Dec. より計算。

### 〔3〕 ケネディ・ラウンドにおける関税引き下げ

#### 1 平均関税率

ケネディ・ラウンドによる関税引き下げは戦後におけるもっとも大がかりな引き下げであるが、この引き下げが各産業部門のあいだにどのように分布しているかをみることによって、その特徴を瞥見しておくことにしよう。この場合、産業部門ごとの関税をみるためには、何らかの形で産業部門ごとの平均関税率を計算しなければならないであろう。一般的にあって、このような場合、平均関税率の計算の仕方には三種類の方法がある。一つは単純な算術平均であり、もう一つは輸入額ないしは貿易額をウェイトにつかった加重平均であり、残りの一つは生産額ないしは付加価値額をウェイトにした加重平均である。

これらの平均はいずれもそれぞれに一長一短あって、そのうちのいずれを用いればよいかをア・プリオリにいうことはできない。たとえば、何らのウェイトもつけない単純平均は一見具合がわるいようであるが、さきの実効保護率の場合のように単純平均を用いる方が輸入額をウェイトにした加重平均を用いるよりも望ましいケースもある。こうして作成された平均関税率については、その平均関税率の高さ自体が輸入の大きさそのものを反映しているので、関税率の平均水準と輸入水準（あるいは付加価値水準）との間にある種の相関関係をもとめようとするとき、不都合な点がでてくる。したがって、そのような場合には、むしろ単純平均をとった関税率の方が、平均値そのもののなかに事前に輸入を織り込んでいないという意味で、分析の目的にとっては相対的により適当したものとなっている。実効保護率の分析にあたってはそうした視点から単純平均を採用した。

しかし、関税率そのものの高さを問題にす

るときには、そのような単純平均を用いるのは具合がわるい。輸入の多い品目と少ない品目とをまぜあわせて、単純に平均をとると、輸入の少ない品目の関税率を不当に高く評価してしまう結果となるからである。関税率の平均をとるときに、それぞれの品目の重要度のインデックスをその生産額（または付加価値額）にもとめる方法は、単純平均を避け、ないしは輸入額の反映を避けるための一つの方法であるが、品目（部門）別の平均関税率と付加価値額とを対比させようとするときには具合のわるいものである。しかし、その経済におけるそれぞれの品目の重要度を平均値に反映したいときには、ウェイトとして生産額（または付加価値）を用いるのがよいことになる。

#### 2 産業部門別の関税率の低下

ケネディ・ラウンドによって関税率がそれぞれの産業部門（ないしは品目）においてどの程度に低下したかをまずみてみることにしよう。

すでに述べた理由により、ウェイトとして輸入額をとることにする。品目は SITC 番号で二桁分類によるが、その平均値は四桁のところから積みあげられている。輸入額をウェイトとする場合、問題はどの年をとるかによってウェイトの系列がかなり異なってくることである。これは一般に加重平均をとるときにつねに問題となる点ではあるが、もっとも近い過去二年間、すなわち1966年と1967年をとることにした。その一つの理由はケネディ・ラウンドによる関税交渉そのものが現行の関税率体系についてなされたものであるからである。もう一つは輸入額が過去二年間においてとくに異常な結果を示しているわけではないからである。この二年間の輸入をウェイトとした計算結果を示すとつぎの第3.1表のようになる。

関税引き下げ効果の分析

第3.1表 ケネディ・ラウンドによる関税率の変化

番号	品目名	KR前 (1)	KR後 (2)	KR後/ KR前 (2)÷(1)
00	生きている動物	0.01	0.00	0.00
01	鳥獣肉類および調製品	12.64	10.92	86.38
02	酪農品および鳥卵	23.21	23.21	100.00
03	魚介類および調製品	8.14	6.65	81.71
04	穀物および調製品	0.38	0.38	100.00
05	果実および野菜	40.37	39.89	98.81
06	糖類および調製品、はちみつ	109.09	109.09	100.00
07	コーヒー、茶、ココア、香辛料	8.44	7.33	86.84
08	飼料	0.43	0.23	53.16
09	その他の調製食料品	13.91	10.97	77.94
11	飲料	81.32	80.39	98.85
12	たばこ	354.50	354.50	100.00
21	原皮および毛皮	1.01	0.61	60.41
22	採油用のナットおよび核	8.53	4.72	55.37
23	生ゴム	0.01	0.00	0.00
24	木材およびコルク	0.06	0.05	83.34
25	パルプおよび紙	4.65	4.65	100.00
26	織物用繊維およびくず	0.36	0.19	51.93
27	肥料および粗鉱物	0.04	0.03	90.00
28	金属鉱およびくず	0.04	0.02	50.00
29	その他の動植物性原材料	3.22	2.96	90.09
32	石炭、コークスおよびべん炭	0.04	0.04	100.00
33	石油および製品	14.10	13.92	98.73
34	天然ガスおよび製造ガス	10.52	8.43	80.13
41	動物性油脂	4.22	2.68	63.59
42	植物性油脂	8.83	7.64	86.44
43	動植物性加工油脂およびろう	12.54	8.71	69.40
51	元素および化合物	12.16	6.59	54.22
52	鉱物性タールおよびこれらの粗製品	5.22	3.62	69.59
53	染色なめし剤および着色剤	18.64	10.02	53.74
54	医薬品	18.53	9.75	52.59
55	精油香料および化粧品類	17.19	10.45	60.82
56	肥料	0.00	0.00	0.00
57	火薬類	16.53	13.32	80.64
58	人造プラスチック	21.00	12.18	58.00
59	その他の化学工業生産品	11.77	6.67	56.56
61	革および同製品、毛皮	18.13	10.45	57.64
62	ゴム製品	15.25	8.03	52.64
63	木製品およびコルク製品	3.48	2.80	80.96
64	板、板紙および同製品	13.87	9.30	67.10
65	織物用糸、織物類	19.44	12.13	62.36
66	その他の非金属鉱物製品	10.96	5.79	52.79
67	鉄鋼	10.47	5.41	51.67
68	非鉄金属	3.29	2.42	73.50
69	その他の金属製品	16.91	8.94	52.84
71	機械類	15.58	10.78	69.18
72	電気機器	16.47	9.50	57.70
73	車輛航空機および船舶	18.53	12.13	65.44
81	衛生用品、暖房照明器具	17.44	8.72	50.00
82	家具	21.87	10.93	49.98
83	旅行用具、ハンドバッグ類	23.94	11.97	49.98
84	衣類	27.27	18.24	66.88
85	はき物	26.08	24.55	94.10
86	光学機器、医療用機器、精密機器、写真・映画用材料	22.73	13.20	58.06
89	その他の雑製品	13.63	8.36	61.34
94	その他の動物	5.70	0.00	0.00
95	武器および銃砲弾	20.00	20.00	100.00
96	貨幣	37.05	18.47	49.85

〔資料出所〕 大蔵省。これらの数値は1966年と1967年の平均値である。また、この平均関税率の計算は全品目（関税率ゼロのもの）を含んでいる。KR後/KR前はパーセント表示。

これを見て気づくことが一つある。それは、品目分類で0類に属するものから4類に属するものまでは農水産物および原料品であるが、

関税引き下げ効果の分析

これらの平均関税率がほとんど低下していないことである。順次にながめてみて、その平均関税率が大幅に下落していると思われるものは、26品目のうちわずかに飼料(08)、採油用のナットおよび核(21)、金属鋳および屑(28)、動物性油脂(41)、動植物性油脂加工品(43)の5品目であり、きわめてわずかである。ここで大幅な低下というのは、KR前にたいするKR後の比率が60パーセント未満のものをさしている。これにたいし、5類から9類にいたるまでの化学、機械その他の製造工業品については事態は異なっている。農林水産物から原料品にいたる品目の場合には、KR前にたいするKR後の比率が60パーセントに満たないようなもの、いいかえると、関税の低下率が40パーセント以上の大幅な低下をみたものがわずかであったのに、それらを除いた(化学や機械を含む)製造工業品の場合には、むしろ逆となっている。品目分類のうち、9類は武器であるとか貨幣といったようなものを含んでいるので、これらはやや特殊なものと考えてよいであろう。それらを除いてみると、つぎの第3.2表のようになる。

第 3.2 表 品目別の関税低下

50パーセント以上：家具，旅行用具
50パーセント未満～40パーセント以上 元素および化合物，染料など，医薬品，人造プラスチック，その他の化学工業品，革製品など，ゴム製品，その他非金属鋳物製品，鉄鋼，その他金属製品，電気機器，暖房器具など，精密機械
40パーセント未満～30パーセント以上 タールなど，化粧品など，紙など，織物，機械，輸送機器，衣類，その他雑貨品
30パーセント以下 火薬類，木製品など，非鉄金属，はき物

〔資料出所〕 第 3.1 表による。

これをみるとわかるように、ケネディ・ラウンドによる関税引き下げがそのまま実行に

うつされたとした場合、それ以前の水準に比しての低下率が40パーセントから50パーセントの間にくる品目ももっとも多く、13品目となっている。つぎに多いのが30パーセントから40パーセントの間にくるもので、これは8品目である。したがって、総計27品目のうち約50パーセントにあたる品目が40パーセントから50パーセントの間に来ていることになり、40パーセント以上の低下がみられる品目をとると、全品目のなかのほぼ56パーセントの品目を占めることになる。さきの農林水産物や原料品の場合には、40パーセント以上の低下がみられる品目はそのカテゴリーの19パーセントを占めているにしかすぎない。これは驚くべきコントラストである。

このことは農林水産物や原料品にはもともとあまり関税が賦課されていない(いいかえると、関税がゼロという)品目が多いことの結果と解することができる。なぜなら、このような場合、関税率の低下の余地は高い関税を課せられている品目よりもはるかに少ないからである。しかし、それとともに、各国の農林水産物や原料品にたいする保護政策に大きい変化がなかったことにもよる。農業保護政策は依然として保護政策のなかに重要な領域を占めていることは周知のところである。しかし、それはともかくとして、ケネディ・ラウンドによる関税率低下は製造工業を中心としたものであることがわかる。これらの農林水産物や原料品が後進国の主要な輸出品目となっていることから、このことが問題の拡大波及をひき起こすことになった点についてはとくに言及を要しないであろう。

ここで、有税品目と無税品目の区別および全品目とオファー品目の区別について若干のコメントをつけておく必要がある。これまでの数値はすべて無税を含む全品目を扱っているが、じつは四つのカテゴリーが考えられる。一つはすでにあげたように、無税品目を含めての全品目を取り上げる。もう一つは無税を

関税引き下げ効果の分析

含むのであるが、オファー品目のみのケースを取り上げる。さらに有税品目のみを取り上げて、その全品目を選ぶケースとオファー品目のみを選ぶケースが考えられる。いま参考のために、それらのカテゴリーに応じての平均関税率をみてみることにしよう。それによってオファー品目のみの場合にはどの程度の低下がみられ、また有税のみを取り上げるとどの程度の低下がみられるかがわかるからである。なお、品目分類は一桁に統合してある。

第3.3表 ケネディ・ラウンド以前の関税率 (1967年)

番号	品目名	全品目	全品目	オファ	オファ
		I	II	一品目	一品目
0	食料および動物	21.78	24.47	5.14	9.71
1	飲料およびたばこ	218.45	218.45	21.96	21.96
2	原材料	1.86	8.62	1.78	7.07
3	鉱物性燃料	8.21	9.85	7.81	7.82
4	動植物性油脂	8.47	9.34	7.84	8.64
5	化学工業生産品	13.63	14.86	14.45	14.89
6	原料別製品	12.35	14.05	14.24	14.42
7	機械類および輸送用機器	16.92	16.92	17.81	17.81
8	雑製品	21.92	22.87	21.18	21.78

〔資料出所〕 大蔵省資料より計算。ここで添字 I は無税品目を含み、添字 II は有税品目のみを含んでいることを示す。

第3.4表 KR以後の関税率 (1967年)

番号	品目名	全品目	全品目	オファ	オファ
		I	II	一品目	一品目
0	食料および動物	21.05	22.46	3.13	5.70
1	飲料およびたばこ	217.95	217.95	14.33	14.33
2	原材料	1.33	5.69	0.90	3.64
3	鉱物性燃料	7.45	9.10	5.81	5.81
4	動植物性油脂	6.38	7.12	5.11	5.75
5	化学工業生産品	8.18	8.84	7.71	7.95
6	原料別製品	7.21	8.58	7.68	7.78
7	機械類および輸送用機器	10.79	10.78	9.02	9.02
8	雑製品	13.85	14.42	11.42	11.76

〔資料出所〕 第3.3表に同じ。

これによって大分類による動向がわかるであろう。つぎの第3.3表と第3.4表はそれぞれケネディ・ラウンドによる関税引き下げ以前の平均関税率と関税引き下げ後の平均関税率を示す。

この表から明らかなように、タバコ・飲料(1)を別とすれば、全品目Iでみると、食料品(0)は雑貨(8)とともにもっとも高い関税率を示している。ケネディ・ラウンド後には雑貨は低下するが、食料品はあまり低下しない。しかし、オファー品目のみを取り上げると、その水準は低い。これらの点をみるためにケネディ・ラウンド前の関税率とケネディ・ラウンド後の関税率の比率をとってみるとつぎの第3.5表のようになる。

第3.5表 ケネディ・ラウンド前後の比較

番号	品目名	全品目	全品目	オファ	オファ
		I	II	一品目	一品目
0	食料および動物	96.6(2)	91.7(3)	60.8(4)	58.7(3)
1	飲料およびたばこ	99.7(1)	99.7(1)	65.2(2)	65.2(4)
2	原材料	71.5(5)	66.0(5)	50.5(8)	51.4(8)
3	鉱物性燃料	90.7(3)	92.3(2)	74.3(1)	74.2(1)
4	動植物性油脂	75.3(4)	76.2(4)	65.1(3)	66.5(2)
5	化学工業生産品	59.6(8)	59.4(9)	49.2(9)	53.3(7)
6	原料別製品	58.3(9)	61.0(8)	53.9(5)	53.9(5)
7	機械類および輸送用機器	63.7(6)	63.7(6)	50.6(7)	50.6(9)
8	雑製品	63.1(7)	63.0(7)	53.9(5)	53.9(5)

〔資料出所〕 第3.3表と第3.4表による。

ケネディ・ラウンド前の関税率にたいするケネディ・ラウンド後の関税率の比をあらわす数値はパーセント表示である。

当然のことながら、すべての品目にわたってケネディ・ラウンド後はこの比率が低下している。しかし、この関税率の比率は有税品目のみをとったときと、無税品目を含めたときとでそれほど変わってはいない。いくらか数値の異なったものがあり、その順位は少しばかりいれかわっているが、低下の程度の少ない上位5個の品目が農林水産物から原料品



## 関税引き下げ効果の分析

の間にならんでいることに気がつく。この結果は、ケネディ・ラウンド交渉においてオファーされたものも、されないものも含めた全品目についてえられたものである。それでは、オファー品目のみの場合どのようなであろうか。このオファー品目のみを取りあげることは、それぞれの品目についての平均関税率をみるのとは意味が異なっている。ここではオファーされたものだけであるから、その品目のカテゴリーのなかの一品目について、その関税率が大幅に引き下げられると、それだけでそのカテゴリーのオファー品目の平均関税率は小さくなってしまふ。

そこでオファー品目そのものについてケネディ・ラウンド前後を比較してみると、その平均関税率の比率の配置はかなり変わってくる。たとえば、石油石炭などの鉱物性燃料(3)では関税率の低下の程度がもっとも小さくなっている。原材料(2)についても、全品目では低下程度の小さい順位からみて上位5位にあったが、オファー品目についてみるとほぼ50パーセントの低下となっていて、それについて機械類(7)が低下程度の大きい品目となっている。オファー品目のなかの有税品目のみについてみてみると、無税品目を含む場合とおなじく、やはり、原材料(2)が低下の程度が大きい、低下の程度がもっとも大きいのは原材料(2)ではなくて、機械(7)である。いいかえると、オファーされた有税品目のなかで、機械類の関税がもっとも大幅に低下し、つぎが化学製品となっているのである。このことは、一方において日本がこの生産部門に関してとくに関税引き下げの影響をうけることを示していると同時に、他方において日本がこれらの生産部門をある程度まで保護政策のヴェールを薄くしてきていることを示している。

### 3 地域別の関税率の低下

それでは、このケネディ・ラウンドによる

関税の引き下げの程度は地域別にどのように配置されているだろうか。もちろん、これはそれぞれの地域からの輸入がどのような品目構成になっているかによって影響をうけるであろう。もしある地域からの輸入がある特定の生産物に集中しているならば、その生産物の関税率の引き下げがそのままその地域別関税率の低下となってあらわれる。しかし、もしそうでなければ、いくつかの輸入品目についてその加重平均をとったものがその地域の関税率となるから、その低下がどの程度のものになるにせよ、それはその混合物としての関税率の低下となる。そのような意味における関税率の低下を地域別にみとめることにしよう。

第3.6表 国別関税率の低下

国名	KR以前 (1)	KR以後 (2)	比率
イギリス	16.05	11.11	69.2
フランス	16.34	10.75	65.7
ドイツ(西)	16.65	9.37	56.2
イタリア	16.01	10.00	62.4
アメリカ	11.46	9.15	79.8
韓国	10.86	7.80	71.8
台湾	43.99	43.32	98.4
タイ	8.63	8.54	98.9
フィリピン	6.09	6.05	99.3
インド	7.13	6.34	88.9

〔資料出所〕 大蔵省資料より計算。比率はケネディ・ラウンド以前の関税率にたいするケネディ・ラウンド以後の関税率の比率をあらわしている。数値はパーセント表示である。

日本と比較的に関係の深いアメリカと東南アジアの諸国のほかにヨーロッパの主要四カ国をとりあげたが、これをみるとわかるように、日本の貿易の約3分1のを占めるアメリカにたいする関税率の低下は79.8パーセントであり、ヨーロッパの四つの主要工業国にたいする関税率の低下よりも小さくなっている。ヨーロッパの数値は50パーセント台ないし60パーセント台である。さらに、韓国を別にす

## 関税引き下げ効果の分析

るならば、やはり同じく日本の貿易の約3分の1を占める東南アジアのいくつかの国にたいしても、関税率は低下するがほとんどが90パーセント台であり、その低下の程度はきわめて小さい。フィリピンにいたっては99.3パーセントであってまったく関税率の低下がないにひとしい。このことは、東南アジアのこれらの国からの輸入品の多くが農林水産物ないし原料品(0類から4類)に属していることを示している。また、アメリカからの輸入には、ヨーロッパのそれら主要工業国からの輸入よりも、相対的により多くの農林水産物ないし原料品が含まれていることを示している。

以上の点からも先進国と後進国にたいする輸入関税率の変化がわかるけれども、ここでその点をさらにはっきりさせるために、経済の発展段階別による分類をおこなって、同じように平均関税率をみとめることにしよう。

第 3.7 表 地域別関税率の低下

地 域	KR以前 (1)	KR以後 (2)	KR以後 KR以前
先 進 国	10.62	8.16	76.4
E E C	15.46	9.41	60.4
中 進 国	60.59	59.66	98.4
後 進 国	8.24	7.91	95.9
世 界 全 体	10.81	9.30	86.0

〔資料出所〕大蔵省資料より計算。KR以後/KR以前はケネディ・ラウンド以前の関税率にたいするケネディ・ラウンド以後の関税率の比率である。数値はパーセント表示。

この第3.7表は地域別に関税率がどのように変化するかをみたものである。これによると、大体想像されるように、先進国にたいする関税率は10.62パーセントから8.16パーセントに低下した結果、その比率は76.4パーセントとなっていて、比較的小さい。いかえると、先進国からの輸入品の関税率は、ケネディ・ラウンド後において約24パーセントほど低下することになる。とくに、EECだけを取り上げると、その低下率はさらに大きくなり、約40パーセントほどの低下となる。

この点はさきのヨーロッパの主要四カ国のケースからも想像されるところである。

これにたいし、中進国および後進国については、低下率はわずかである。中進国からの輸入にたいする平均関税率はケネディ・ラウンド前においては60.59パーセントであるが、それ以後の水準は59.66パーセントとなり、かなり関税率が高いにもかかわらず、その低下率は小さい。後進国の場合には8.24パーセントの関税率となっているのが、ケネディ・ラウンド以後に7.91パーセントに低下することになる。この場合、中進国からの輸入にたいする平均関税率が後進国からの輸入にたいする関税率に比して著しく高水準となっている。これは中進国からの輸入品目が、日本の産業のなかでもっとも保護を必要とする産業部門の生産品目に競合するからであろう。

世界全体についてみると、ケネディ・ラウンド以前においては関税率は10.81パーセントであるのが、以後においては9.30パーセントとなり、その低下率は24パーセントとなっている。なお、ついでにいえば、共産圏からの輸入にたいしては、ケネディ・ラウンド以前においては、8.61パーセントであるのが、以後において3.4パーセントへと低下する。この低下率は60.6パーセントの低下となっている。なお、詳細な国別の平均関税率の低下率については、付表3.1をみられたい。

## 4 関税引き下げと価格下落

関税を引き下げた場合、他のいろいろな条件に特別の変化がないものとすれば、それは輸入される生産物の国内市場での価格を低下させる。この点については改めて繰り返すまでもないであろう。そこで、日本がケネディ・ラウンドによる関税の引き下げを実施した場合に、国内市場においてどれぐらいその輸入財価格が低下するかということを考えてみよう。繰り返すいうまでもなく、関税を引き下げたときには、一般的にいつて輸入される

生産物の数量が増加する。その結果、輸出国から出荷されるときに価格が上昇するというようなことがあったり、関税の低下した分だけ、国内の流通過程に吸収されたりするようなことがあれば、国内市場において消費者ないしは使用者が購入するときの生産物の価格は低下しないことになるであろう。したがって、供給の価格弾力性の低下や流通コストの上昇といったような相殺的な作用が存在するときには関税の引き下げによる効果がそのままの姿ではでてこない。

そうして、そのような相殺作用が存在するのが一般的であろうから、関税低下による価格の下落率は、当然のことながら、そうした相殺作用の存在によって修正されることを念頭におかなくてはならない。その結果、輸入される生産物の需要にたいする初期の影響もまた部分的に修正され、ある場合にはその生産物の輸入数量そのものが変化することになるかもしれない。その波及がつついた後に最終的な効果が判明するのであるが、ここではその点にまで進むことができない、したがって、関税の引き下げによる最初のインパクトの結果として当該生産物の価格がどのように変化するかということのみを取り上げることにはしたい。

いま、輸入されるときに価格を  $p_f$  とする。これはその生産物の国際価格と考えてもよいから、以後、便宜上、この  $p_f$  を国際価格とよぶことにしよう。この  $p_f$  は為替レートによって円に換算されているものとしよう。この生産物にたいする関税率を  $t$  とし、その生産物の国内価格を  $p$  とすれば、これら三者の間には、すでに述べたように、

$$p = p_f(1 + t) \quad (3.1)$$

という関係が成立する。

ここで、関税率の低下が生じるものとし、関税率が  $t$  から  $t'$  へと変化したとすれば、国内市場におけるその生産物の新しい価格は下落する。その価格を  $p'$  とする。そうすると、

$$p' = p_f(1 + t') \quad (3.2)$$

となる。

いうまでもなく、国内市場における価格の下落率を  $\hat{p}$  とすると、

$$\hat{p} = \frac{p - p'}{p} \quad (3.3)$$

である。この (3.3) に (3.2) および (3.1) を代入すると、(3.3) は

$$\hat{p} = \frac{t - t'}{1 + t} \quad (3.4)$$

のように変形される。この (3.4) は関税率を引き下げたときの国内市場価格の変化率を示す。

これはあくまでも輸入されるときに生産物価格が変化しないと想定したときの価格低下率であるから、もしその変化があれば別である。もし単位当り流通コストが変化すれば、やはり同じように結果は変化するであろう。いま、輸入されるときに価格が  $p_f$  から  $p_f'$  へ上昇したとし、さらに単位当り流通コストが  $c$  から  $c'$  へと上昇したとすれば、関税が引き下げられる前には

$$p = p_f(1 + t) + c \quad (3.5)$$

が成立している。そうして関税が引き下げられたときには、この式は

$$p' = p_f'(1 + t') + c' \quad (3.6)$$

のように変化する。

ここから価格の下落率は

$$\hat{p} = \frac{p_f(1 + t) + c - p_f'(1 + t') - c'}{p_f(1 + t) + c} \quad (3.7)$$

となることがわかる。もし  $p_f$  の上昇率が  $\alpha$  ならば

$$p_f' = (1 + \alpha)p_f$$

となる。さらに、単位当り流通コストは輸入価格の  $100\beta$  パーセントであるとすれば、単位当り流通コストは

$$c = \beta p_f ; \quad c' = \beta p_f'$$

のようにあらわすことができる。

したがって、これらを考慮して上の式を

$$\hat{p} = \frac{1+t+\beta - (1+\alpha)(1+t') - \beta(1+\alpha)}{1+t+\beta}$$

のように書きかえることができるであろう。これはさらに書きかえられて

$$\hat{p} = \frac{t-t'}{1+t+\beta} - \alpha \left( \frac{1+t'+\beta}{1+t+\beta} \right) \quad (3.8)$$

となる。

この式は、関税率の変化に応じて単位当り流通コストが上昇し、輸入されるときに価格が上昇するとした場合に、国内市場における当該生産物の価格の下落率を示すものである。いうまでもなく、もし流通コストがゼロであり、その生産物が外国から出荷されるときに価格に変化がないならば、 $\alpha=0$ 、 $\beta=0$ となるから、(3.8)は(3.4)にひとしくなる。

関税引き下げの以前と以後において、流通コストが一定の場合、

$$c=c'=\text{constant}$$

となるから、(3.8)は

$$\hat{p} = \frac{t-t'}{1+t+\left(\frac{c}{p_f}\right)} - \frac{\alpha(1+t')}{1+t+\left(\frac{c}{p_f}\right)} \quad (3.9)$$

のように、書きかえられるであろう。ここで  $c/p_f$  は外国からの出荷価格（輸入されるときに価格）に占める流通コストの比率を示している。

一般的にいて、外国からの出荷価格に占める比率は一定ではないから、

$$c=\beta p_f; \quad c'=\beta' p_f'$$

となるであろう。したがって、(3.8)はより一般的な式で

$$\hat{p} = \frac{t-t'}{1+t+\beta} - \frac{\alpha(1+t')}{1+t+\beta} - \frac{\beta'(1+\alpha)-\beta}{1+t+\beta} \quad (3.10)$$

のようにあらわすことができるであろう。この(3.10)がもっとも一般的な形であらわされた国内価格の下落率である。

この式の右辺の第1項は関税の引き下げによって直接的に価格が低下する部分を示し、もし他の変化が一切おこらないとした場合の

価格の低下率をあらわしている。つづいて、価格低下によって輸入が誘発され、その結果として輸入されるときに生産物の価格が上昇する場合、その上昇によって国内市場での価格低下が阻害される。この部分は価格下落率を小さくする役割をもつがそれが第2項で示されている。

さらに国内の流過程に関税引き下げによる効果が吸収されるとき、生産物1単位当りの流通コストは増大するが、その部分が第3項によってあらわされている。この第3項から

$$\beta'(1+\alpha)-\beta=0$$

の場合に、この流通コストの側からの影響がなくなってしまうことがわかる。要約すると、

$$\text{もし } \frac{\beta}{\beta'} < 1+\alpha \text{ ならば、効果の一部}$$

の流過程への洩れは増大

$$\text{もし } \frac{\beta}{\beta'} = 1+\alpha \text{ ならば、効果の流}$$

過程への洩れは不変

$$\text{もし } \frac{\beta}{\beta'} > 1+\alpha \text{ ならば、効果の流}$$

過程への洩れは減少

となるであろう。

ところで、生産物1単位当りの価格に占める流通コストの比率を知ることはかなり厄介なことである。また、関税引き下げによる外国からの供給価格の変化を知ることもかなり難しい。前者は流過程に関する詳細なデータが必要であるし、後者については需要価格弾力性と供給の価格弾力性に関する詳細な計数が必要である。いずれも問題なく困難である。そこで、われわれは関税の引き下げが国内市場における価格へ直接的にあたえる効果にのみ視野を限定せざるをえない。しかも、かなり近似的なもので満足せざるをえない。いいかえると、以下においては(3.4)にしたがって考察をすすめてみようと思う。

5 ケネディ・ラウンド以後の価格下落

つぎの第3・8表は、1967年の関税率について、もしケネディ・ラウンドによる関税の引き下げが実行された場合、農林水産物および原料品の価格がどのような低下を示すことになるかを表示したものである。

第3.8表 品目別の価格低下率  
(農林水産・原料品)

番号	品目名	KR後の 価格下落
0	食料および動物	0.60
00	生きている動物	0
01	鳥獣肉類および調製品	1.42
02	酪農品および鳥卵	0
03	魚介類および調製品	1.28
04	殻物および調製品	0
05	果実および野菜	0.34
06	糖類および調製品、はちみつ	0
07	コーヒー、茶、ココア、香辛料	1.01
08	飼料	0.23
09	その他の調製食料品	2.31
1	飲料およびたばこ	0.16
11	飲料	0.55
12	たばこ	0
2	原材料	0.52
21	原皮および毛皮	0.42
22	採油用のナットおよび核	3.48
23	生ゴム	0.01
24	木材およびコルク	0
25	パルプおよび紙	0
26	織物用繊維およびくず	0.23
27	肥料および粗鉱物	0
28	金属鉱およびくず	0.02
29	その他の動植物性原材料	0.28
3	鉱物性燃料	0.70
32	石炭、コークスおよびれん炭	0
33	石油および製品	0.16
34	天然ガスおよび製造ガス	1.89
4	動植物性油脂	1.93
41	動物性油脂	1.49
42	植物性油脂	1.11
43	動植物性加工油脂およびろう	3.13

(資料出所)：第3・4表によって計算したものである。

これによると、ケネディ・ラウンドによる関税引き下げの結果、もっとも大きい価格の下落にみまわれるものは、採油用の種(22)であり、3.48パーセントの価格の低落がみられ、つぎは動植物性加工油脂およびろう(43)で3.13パーセントの価格の低落となっている。そのあと、その他調製食料品(09)の価格が2.13パーセントの下落を示し、天然ガスおよび製造ガス(34)が1.89パーセントの価格の下落を示している。これら四つの品目の価格がいずれも2パーセント近傍ないしはそれ以上の低落を示していることを除くならば、あとはいずれもケネディ・ラウンドによる関税の引き下げによる価格の下落はそれほどひどいものではない。そのことは、それぞれの品目について一桁分類で平均下落率をとってみると、動植物油脂(4)を別とすれば、いずれも1パーセント以下の小さい値を示していることをみてもわかるであろう。

これにたいし、製造工業品を中心とする化学製品(5)から雑製品(8)にいたる品目については事情はかなり異なっている。つぎの第3・9表は、それらのグループに属する品目の価格がどの程度まで低下するかを表示したものである。

第3.9表 品目の価格低下率(製造工業品)

番号	品目名	KR後の 価格下落
5	化学工業生産品	4.84
51	元素および化合物	5.28
52	鉱物性タールおよびこれらの粗製品	1.18
53	染色なめし剤および着色剤	7.26
54	医薬品	7.37
55	精油香料および化粧品類	5.93
56	肥料	0
57	火薬類	3.34
58	人造プラスチック	7.37
59	その他の化学工業生産品	4.55
6	原料別製品	4.58
61	革および同製品、毛皮	6.24
62	ゴム製品	6.66

関税引き下げ効果の分析

番号	品目別	KR後の 価格下落
63	木製品およびコルク製品	0.44
64	板, 板紙および同製品	3.73
65	織物用糸, 織物類	6.13
66	その他の非金属鉱物製品	4.70
67	鉄 鋼	4.60
68	非鉄金属	0.92
69	その他の金属製品	6.85
7	機械類および輸送用機器	5.24
71	機械類 (電気機器を除く)	4.07
72	電気機器	5.89
73	車輛航空機および船舶	5.74
8	雑 製 品	6.62
81	衛生用品, 暖房照明器具	7.43
82	家 具	9.02
83	旅行用具, ハンドバッグ類	9.53
84	衣 類	7.05
85	は き 物	0.89
86	光学機器, 医療用機器 精密機器, 写真映画用材料	7.65
89	その他の雑製品	4.81

〔資料出所〕 第3・8表に同じ。

この表を一見しただけでわかるように、ケネディ・ラウンドによる関税引き下げがあっても、その価格がまったく低下しない品目というのがわずかに一品目しかないということである。農林水産物や原料品の場合とは異なって価格不変というのが著しく少ないのは、前者のグループの場合にはもともと関税が賦課されていない品目が比較的に多いのと、もう一つは強い保護政策の対象となっている品目が前者のグループにはこれまた比較的に多いことによるのであろう。ケネディ・ラウンドによる関税引き下げが製造工業品を中心にしておこなわれていることはすでに述べたが、そのことを反映して、この製造工業品の価格の低下は農林水産物や原料品にくらべて相対的に大きくなっている。価格低下がまったくない品目というのは肥料(56)であって、これはもともと関税がゼロの品目である。したがって、この品目は一応除外して考えてよい。

そうすると、その他の品目について価格低

下の大きい順序にこれをならべてみると、つぎの第3・10表のようになる。

第3・10表 価格低下の段階別分類(製造工業)

9パーセント以上	家具, 旅行用具
9パーセント未満 8パーセント以上	—
8パーセント未満 7パーセント以上	染料・塗料, 医薬品, 人造プラスチック, 衛生用品, 暖房照明器具, 衣類, 光学機器・医療用機器など
7パーセント未満 6パーセント以上	皮革および同製品, ゴム製品, 織物および繊維製品など, その他の金属製品
6パーセント未満 5パーセント以上	元素および化合物, 香料・化粧品など, 電気機器, 車輛・船舶など
5パーセント未満 4パーセント以上	その他化学製品, その他の非金属鉱物製品, 鉄鋼, 機械類(電気機器を除く), その他の雑製品
4パーセント未満 3パーセント以上	火薬類, 紙および同製品
3パーセント未満 2パーセント以上	—
2パーセント未満	鉱物性タールなど, 木製品・コルク製品(家具を除く), 非鉄金属, はき物

この表が示すように、大部分の品目は3パーセント台から7パーセント台の領域に集中している。2パーセントに満たないものはわずかに4品目にしかすぎず、製造工業の品目数に占める比率は14.8パーセントである。価格低下が3パーセント以上で4パーセントに満たないものをとっても2品目にしかすぎず、その製造工業の品目に占める比率は7.4パーセントであり、二つのグループをあわせても6品目で、その比率は22.2パーセントにしかすぎない。7パーセント以上の価格の低下を示しているのが13品目もあり、その比率は29.7パーセントである。その価格の低下が7

パーセント以下で4パーセント以上のものは13品目であって、その比率は48.1パーセントとなる。この上位のグループをあわせると、製造工業品目の総数の77.8パーセントを占めることになり、ほとんど5分の4近くをカバーしていることになる。この点は、農林水産物や原料品の場合とは対照的であり、関税引き下げの価格への直接的効果がどのような部門にとくにおよぶかを示している。事実、大分類による価格の低下率をみればわかるとおり、化学（5）から雑品目（8）にいたるまでの価格低下の平均的水準は4パーセント台から6パーセント台にわたっている。これにたいし、動植物油脂（4）が1.9パーセント台であるのを別とすれば、農林水産や原料関係の価格低下率はすべて1パーセントにも満たないのである。

とくに大幅な価格の低下が生じた品目をみると、それらは化学製品（5）の一部と雑製品（8）の一部からなっているが、とくに家具、旅行用具、ハンドバッグなどは相対的に大きい下げ幅となっている。なお、雑製品のなかでも、はき物はもともと家具や旅行用具などにくらべて関税が低いわけではないので別個の配慮があたえられた結果と考えられる。しかし、それを除くと雑製品のほとんど大部分のもの（もちろん、二桁分類についているのである）について大幅な価格低下が生じるという点は十分に留意されてよいであろう。化学製品関係のなかでは鉱物性タールなどはもともと関税率そのものが化学製品のなかでは相対的に低いことに少し注意しておく必要がある。肥料もまた関税率がゼロであったから、これを除くと、価格の低下が大きい（低下率が7パーセント台の）3品目は価格の低下がそれほど大きくない（低下率が5パーセントまたはそれ以下の）5品目にくらべ、関税率そのものが若干ながら高い。また低い価格低下グループに属しているなかでは、木製品・コルク製品はそもそも関税率の水準が低

い。また非鉄金属も同じである。相対的に価格低下率の低い方に属しているなかで、紙および同製品については、そもそもその関税率は低いとはいえない。同じことは火薬についてもいえる。しかし、火薬はすこし特殊な品目であることを考えると、結局において、関税率が低いわけではないのに、その価格低下率が相対的に低いのは、はき物と紙および同製品の二つということになり、それらの品目は結果としてはあきらかに強い保護の対象となっているとみてよい。

いくらか程度は低いが、同じようなことは車輛・船舶や香料・化粧品についてもいえるようである。とくに車輛・船舶にはそれほど低くもない関税がかけられているが、そのわりには価格低下が大きくはない。その点は医薬品とくらべてみればわかる。医薬品の場合には平均関税率が18.5パーセントであるのにたいし、価格の低下率は7.4パーセントとなっている。しかし、車輛・船舶の場合には平均関税率が18.6パーセントであって相対的には高いにもかかわらず、価格の低下率は5.7パーセントであって医薬品よりも小さい。さらにこのことは染料・塗料についてもいえる。そのことは平均関税率と価格低下率をみてみればすぐわかる。その平均関税率は18.8パーセントとなっているが、価格低下率は7.3パーセントとなっていて、車輛の場合よりも大きい。また、香料・化粧品の関税率は17パーセント台で価格低下率は5.9パーセントであるが、同じく17パーセント台にある皮革および同製品の価格低下率は6.2パーセントであり、さらに暖房・照明器具も同じ17パーセント台の関税率であるが、その価格低下率は7.4パーセントとなっており、はるかに大幅の低下である。

ここで、参考のために、地域別にみた価格の低下率を計算してみるとつぎのようになる。もちろん、すべての国について計算をおこなうことはあまり有意義とも思われないので、

先進国と後進国（ないしは中進国）のうち、日本にとって関心のある国を選んだ、結果はつぎの第3・11表のようになる。

第3.11表 地域別の価格下落率（全品目）

国名	下落率Ⅰ <sup>a</sup>	下落率Ⅱ <sup>b</sup>
イギリス	4.26	4.93
フランス	4.80	5.95
ドイツ	6.00	6.35
イタリー	5.21	5.52
アメリカ	2.07	3.48
韓国	2.76	3.93
台湾	0.47	0.53
タイ	0.08	0.26
フィリピン	0.04	0.34
インド	0.74	2.92

〔資料出所〕 付表3・1による。

- a) これは無税品目をも含んでいる。
- b) これは有税品目のみである。

この表をみると、地域的にはヨーロッパ大陸の諸国からの輸入財価格の下落率が大きい。これは取引品目からみて十分に予想されるところである。ただ、韓国からの輸入財の価格下落率の大きいのが目をひく。

### 6 関税引き下げによる付加価値と価格の変化

関税率の低下はその品目の価格の下落をひきおこすけれども、すでに実効保護率のところでも述べたように、この関税率の低下はその該当した生産物が他の生産物の生産にとってのインプットとなっている場合、それをインプットとして使用している部門の生産物の生産コストを低下させることになる。それがその部門の付加価値を増加させることになるのであるが、しかし、たとえば、その部門の生産物1単位当り付加価値がコンスタントであるとしたならば、その部門の生産物価格がそれによって低下する。これまで、国内の輸入財の供給価格が低下するのを阻害するのは流通コストまたは国外から輸入されるときに価格上昇であるとしてきたが、しかし、もし国内の単位当り付加価値に変化が生じるなら

ば、それによってもまた国内価格の低下はさまたげられてしまうであろう。

いま、つぎのように定義する。

$p_i$  = 第  $i$  財の価格

$x_{ij}$  = 第  $j$  部門が投入する第  $i$  財の数量

$v_i$  = 第  $i$  部門の付加価値額

とするならば、周知のように

$$\sum_{i \neq j}^{i,n} p_i \cdot x_{ij} + v_j = p_j(x_j - x_{jj}) \quad (3.11)$$

が成立する。ここで、 $x_{ij}/x_j = a_{ij}$  とおくと

$$\sum_{i \neq j} p_i a_{ij} + v_j = p_j(1 - a_{jj}) \quad (3.12)$$

となる。ただし  $v_j = V_j/x_j$  である。

もし第  $i$  財に関税  $t_i$  が賦課されているとするならば、上の (3.12) は書きかえられて、

$$\sum_{i \neq j} p_i a_{ij}(1 + t_i) + v_j^* = p_j^*(1 - a_{jj}) \quad (3.13)$$

となる。 $v_j^*$  は関税が賦課されているときの付加価値であり、 $p_j^*$  はそれに対応する第  $j$  財の価格である。いうまでもなく、(3.13) は関税が賦課されているときの式をあらわし、(3.12) はその関税が撤廃されたときの式をあらわしていると考えられるであろう。

ここで付加価値がつねにコンスタントであるとし、しかも関税が撤廃されて、 $t_i = 0$  となった場合、第  $j$  財の価格は

$$p_j = \sum_{i \neq j} p_i \left( \frac{a_{ij}}{1 - a_{jj}} \right) + \frac{v^*}{1 - a_{jj}} \quad (3.14)$$

であり、 $t_i > 0$  のときの価格は

$$p_j^* = \sum_{i \neq j} p_i (1 + t_i) \left( \frac{a_{ij}}{1 - a_{jj}} \right) + \frac{v^*}{1 - a_{jj}} \quad (3.15)$$

となる。

したがって、関税を撤廃する前後の価格の差は

$$p_j^* - p_j = \sum_{i \neq j} t_i p_i \left( \frac{a_{ij}}{1 - a_{jj}} \right) > 0 \quad (3.16)$$



となるであろう。いいかえると、かならず価格は低下する。しかし、もし付加価値に変化が生じるならば、(3.16)の右辺は

$$\sum_{i \neq j} t_i p_i \left( \frac{a_{ij}}{1-a_{ij}} \right) + \frac{v^* - v}{1-a_{jj}} \quad (3.17)$$

となる。この場合、かりに  $v^* < v$  であり、しかもそれが十分に大きいならば、 $p_i^*$  は  $p_j$  より大きいかどうかさえわからない。

一般的にいって、インプットにたいする関税の引き下げによって付加価値はいくらか増加する。その結果、関税があるときの付加価値  $v^*$  はそれが撤廃されたときの付加価値  $v$  よりも小さいものとなるのが普通であるから、(3.17)の第2項はマイナスとなる。しかし、第1項の効果を消去してしまうほどに大きくはないであろう。(3.17)の第1項は、関税が存在することによって生じる価格の増加をあらわすので、これを関税効果とよぶことにするならば、第2項は付加価値の変化が価格の増減をひきおこす部分を示すので、これを付加価値効果とよぶことができるであろう。したがって、関税が賦課されているときの当該生産物の価格とそれが撤廃されたときの価格との開きは、この関税効果と付加価値効果との和によって示すことができる。

もしインプットのなかの一つに商業活動というのはいっているならば、その部分にはもともと関税が賦課されていないから、そのインプットに変化が生じればそれも新たな相殺要因となりうる。流通段階における“洩れ”の問題はそのように考えればよいであろう。したがって、その問題は別に特別な制約を課するわけではない。関税が賦課されているときの商業活動のインプットを  $a_{nj}^*$  とし、関税が撤廃されたときのインプットを  $a_{nj}$  とすれば、(3.17)は

$$\sum_{i \neq j} t_i p_i \left( \frac{a_{ij}}{1-a_{ij}} \right) + p_n \left( \frac{a_{nj}^* - a_{nj}}{1-a_{jj}} \right) + \left( \frac{v^* - v}{1-a_{jj}} \right) \quad (3.17)'$$

となる。この式の第2項は  $a_{nj}^* < a_{nj}$  とすればマイナスとなるから、関税効果を相殺する要因となる。

ところで、第  $j$  財の価格が低下するとした場合、それは他の部門の価格にも波及することは当然である。もしインプットの関税率が低下しても、それが必ずしもその財をインプットとして用いている部門の価格を変化させないとした場合、付加価値が増大するであろう。実効保護率の計算はこうした想定のもとにおこなわれている。しかし、もしインプットにたいする関税率が低下したときに、当該生産物(アウトプット)の価格が低下するならば、インプットの関税引き下げによる影響はそれをインプットとして使用する部門にとどまらず、さらにその部門の生産物(アウトプット)をインプットとして使用する部門の生産物価格に影響をあたえることになるであろう。こうして、それはつぎからつぎへと波及してゆく。

この段階まで論議がすすむとき、関税の引き下げの効果を個々の品目ごとにおこなうことはできない。それには経済全体をカバーするモデルが必要である。いま  $A$  を通常の投入係数の転置行列とし、 $P$  と  $V$  をそれぞれ価格ベクトルおよび付加価値ベクトルとするならば、

$$AP + V = P \quad (3.18)$$

が成立する。

さらに  $t$  を関税率ベクトルとし、\*印によって関税を賦課されているときのベクトルをあらわすとすれば、

$$AP(1+t) + V^* = P(1+t) \quad (3.19)$$

または

$$AP^* + V^* = P^* \quad (3.19)'$$

となる。いうまでもなく、 $P^*$  は国内市場において成立している価格である。

いま、第  $s$  財の関税率  $t_s$  が引き下げられるものとすれば、

$$A \cdot \frac{dP^*}{dt_s} + \frac{dV^*}{dt_s} = \frac{dP^*}{dt_s} \quad (3.20)$$

であるが、これは第  $s$  財の関税率  $t_s$  の引き下げによる変化を示している。これは書きかえると、

$$dV^* = [1 - A] \frac{dP^*}{dt_s} dt_s \quad (3.20)'$$

あるいは

$$dV^* = [1 - A] \begin{pmatrix} \frac{dp_1}{dt_s} (1+t_1) \\ \vdots \\ \frac{dp_n}{dt_s} (1+t_n) \end{pmatrix} dt_s + [1 - A] \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ p_s \\ \vdots \\ 0 \end{pmatrix} dt_s \quad (3.21)$$

となる。いま第  $s$  財の付加価値をとりあげてみると、

$$dv_s^* = \left[ -a_{1s} \frac{dp_1}{dt_s} (1+t_1) - \dots + (1-a_{ss}) \frac{dp_s}{dt_s} (1+t_s) - \dots - a_{ns} \frac{dp_n}{dt_s} \right] dt_s + (1-a_{ss}) p_s dt_s \quad (3.22)$$

となる。

この右辺の第 1 項はつぎのことを示す。さきに国際市場における価格が当該国の関税引き下げによって上昇する可能性があることについて言及したが、この第 1 項はその国外の供給条件からの影響をあらわしている。いうまでもなく、 $\frac{dp_i}{dt_s} \geq 0$  であり、 $\frac{dp_s}{dt_s} < 0$  であるとみなされるから、括弧のなかはマイナスとなる。もし第 1 項がゼロならば、すなわち、国際価格にはまったく変化がないものとすれば、上の式は

$$dv_s^* = (1-a_{ss}) p_s dt_s \quad (3.22)'$$

となり、関税の引き下げは完全に付加価値を減少させてしまう。

またもし、 $\frac{dp_i}{dt_s} = 0$  であるとすれば、上の式は

$$dv_s^* = (1+t_s)(1-a_{ss}) \frac{dp_s}{dt_s} \cdot p_s dt_s + (1-a_{ss}) p_s dt_s \quad (3.22)''$$

となるであろう。この場合、第 1 項はプラスとなり、第 2 項はマイナスとなる。関税が存在する場合、国際価格が上昇すれば、それだけ付加価値にたいしてはプラスの影響をもつことになるであろう。

ここでもし付加価値がコンスタントであるとするならば、関税をどのように変化させても、(3.19)' 式から明らかなように  $p^*$  はすでに一義的に決定されてしまっており、投入係数が変わらないかぎり、 $p^*$  は関税の引き下げによって影響されない。すなわち

$$p_s^* = (1+t_s) p_s = \text{constant}$$

となっており、関税率の変化は国際市場での価格の変化をひきおこし、その大きさは

$$\left( \frac{-p_s}{1+t_s} \right) dt_s = dp_s \quad (3.23)$$

によって示されるであろう。関税を引き下げても、それは国際価格の変化によって相殺されてしまう。

## 7 輸入需要の価格弾力性

関税の引き下げの結果として、どのぐらい価格が下落するかという点については、すでに供給の弾力性が無限大であり、流通過程における“洩れ”がないという条件のもとで、ある程度まで計数的に明らかにした。しかし、そこからさらに一步をすすめて、輸入がどの程度まで変化するかという点になると、その推測にはかなりの難点がともなう。

もちろん、この点について一応のモデルを作成することはきわめて容易である。いま、第  $j$  財の輸入需要の弾力性を  $n_j$  であらわし、その数値がわかっているものとしよう。  $M$  によって輸入をあらわすとすれば、定義により

$$n_j = \frac{dM_j}{M_j} \bigg/ \frac{dp_j^*}{p_j^*} < 0$$

である。ここで価格  $P_j^*$  は、いうまでもなく、輸入される第  $j$  財の国内市場における価格である。ここから

$$dM_j = n_j M_j \frac{dp_j^*}{p_j^*} \quad (3.24)$$

がえられる。

関税の引き下げによる価格の変化率は、すでに示したように、 $t_j$  と関税引き下げ前の関税率とし、 $t_j'$  を引き下げ後における関税率とするならば、

$$\frac{dp_j^*}{p_j^*} = \frac{t_j - t_j'}{1 + t_j} \quad (3.25)$$

となるから、われわれは (3.24) と (3.25) の両式から第  $j$  財の関税引き下げによって輸入量がどれだけ変化するかがわかるであろう。外国から輸入されるとき第  $j$  財の価格は変化しないと想定されているから、その輸入価格でもって評価された輸入額はその輸入量の変化にその価格をかけたものにひとしく、それだけその国の国際収支は悪化することになるであろう。すなわち、その輸入価格（あるいはその第  $j$  財の国際価格）を  $p_j$  であらわし、国際収支を  $B$  であらわすならば、国際収支の変化は

$$dB = \sum_{j=1}^n p_j \cdot n_j \cdot M_j \left( \frac{t_j - t_j'}{1 + t_j} \right) \quad (3.26)$$

によって表現することができるであろう。

このように、定式化は容易であるが、もっとも問題なのはこの輸入需要の弾力性を第  $j$  財 ( $j = 1, 2, \dots, n$ ) について計測することである。事実、この弾力性の計測はそれほど容易ではないし、過去においてもいくつかの試みがおこなわれているが、多くは断片的であるか、かなりドラスティックな仮定を用いている。たとえば、バラッサとクライニンの計算はこのような試みのなかでもっとも新しいものの一つであるが、いささか現実性に乏しいとも受けとれそうな大胆な仮定と 3

分類程度の大雑把な品目分類によって分析をおこなっている<sup>1)</sup>。参考のために、いま彼らの結果をみてみるとつぎのようになっている。品目は完成品、半成品、原料の三つにわかれ、6 個の地域について価格弾力性を計算しているが、日本に関する輸入需要の価格弾力性は、完成品については  $-3.09$ 、半成品については  $-1.42$ 、原料については  $-0.29$  という数値と想定している。現在の状況では、こうした想定でもとらないかぎり、(3.24)、(3.25) にもとづく方式によって輸入量の変化をもとめることはできないかもしれない。このバラッサ・クライニン方式による仮設的計算はすでに小島清氏によっておこなわれているが<sup>2)</sup> この場合にも、輸入需要の価格弾力性については B. J. ポールと K. マーワがアメリカについて計算した 5 つの品目分類による輸入需要の弾力性が用いられ、その数値は日本のケースにもあてはめられている<sup>3)</sup>。もちろん、利用可能な品目別の価格弾力性が入手しえない以上、第一次近似としては当然のやり方の一つである。しかし、このような方法によるかぎり、それはどうしても仮設的な結論とならざるをえないであろう。したがって、さらにそれ以上に分析をすすめるには、利用可能な品目別の輸入需要の価格弾力性を開拓することが必要である。

注)

- 1) B. Balassa and M. E. Kreinen, "Trade Liberalization under the Kennedy Round: the Static Effects," *Review of Economics and Statistics*, May 1967, Vol. XLIX, No. 2.
- 2) 小島清「関税一括引下げの日本経済への影響」『関税調査月報』第18巻号外, 1965年.
- 3) R. J. Ball and K. Marwah, "The U. S. Demand for Imports, 1948-1958," *Review of Economics and Statistics*, Vol. XLIV, No. 4, November 1962.

関税引き下げ効果の分析

付表 3. 1 各国別の関税低下率

番号	国名	KR前	KR後	低下率	番号	国名	KR前	KR後	低下率
101	琉球	80.69	80.37	0.40	135	バーレン諸島	12.39	12.39	—
102	小笠原諸島・硫黄島	0.00	0.00	—	136	アデン	14.79	14.79	—
103	韓国	10.86	7.80	28.18	137	サウジアラビア	13.90	13.82	0.58
104	朝鮮人民共和国	6.78	3.75	44.69	138	クウェイト	13.89	13.78	0.79
105	中華人民共和国	7.47	5.23	29.99	139	サウジアラビア クウェイト中立地帯	14.35	14.35	—
106	台湾	43.99	43.32	1.52	140	トルシアルオーマン およびカタール	14.29	14.29	—
107	モンゴル	1.90	0.98	48.42	141	オマーン	14.31	14.31	—
108	香港	9.55	6.13	35.81	142	イエメン	0.02	0.01	50.00
109	南ベトナム	1.27	1.07	15.75	143	イスラエル	7.34	3.70	49.59
110	北ベトナム	2.95	1.51	48.81	144	ヨルダン	0.00	0.00	—
111	タイ	8.63	8.54	1.04	145	シリア	0.02	0.01	50.00
112	マレーシア連邦 シンガポール	10.23	10.02	2.05	146	レバノン	0.43	0.29	32.56
113	マレーシア連邦 マラヤ	0.42	0.38	9.52	201	アイスランド	10.26	9.97	2.83
114	マレーシア連邦 サラワク州	1.68	1.62	3.57	202	ノールウェイ	13.88	9.04	34.87
115	マレーシア連邦 サバ州	0.09	0.09	—	203	スエーデン	14.40	8.74	39.31
116	ブルネイ	0.00	0.00	—	204	デンマーク	16.60	11.73	29.34
117	フィリピン	6.09	6.05	0.66	205	イギリス	16.05	11.11	30.78
118	インドネシア	14.52	14.43	0.62	206	アイルランド	15.90	11.79	25.85
119	西ニューギニア	12.05	12.05	—	207	オランダ	13.64	9.03	33.80
120	カンボジア	0.39	0.19	51.28	208	ベルギー	10.67	7.70	27.84
121	ラオス	9.98	0.00	100.00	209	ルクセンブルグ	18.57	9.82	47.12
122	ビルマ	7.77	7.43	4.38	210	フランス	16.34	10.75	34.21
123	インド	7.13	6.34	11.08	211	モナコ	1.59	0.89	44.03
124	パキスタン	9.01	8.31	7.77	213	西ドイツ	16.35	9.37	42.69
125	セイロン	16.81	16.27	3.21	214	東ドイツ	10.77	5.84	45.78
129	マカオ	5.00	5.00	—	215	スイス	20.33	11.66	42.65
130	アフガニスタン	2.16	1.86	13.89	217	ポルトガル	6.69	5.17	22.72
131	ネパール	0.08	0.04	50.00	218	スペイン	8.21	6.72	18.15
133	イラン	14.04	14.04	—	220	イタリア	16.05	10.00	37.69
134	イラク	14.08	14.08	—	221	マルタ	0.00	0.00	—

関税引き下げ効果の分析

番号	国名	KR前	KR後	低下率	番号	国名	KR前	KR後	低下率
222	フィンランド	8.61	5.19	39.72	318	リーワードおよびウインドワード諸島(英)	0.00	0.00	—
223	ポーランド	6.83	4.49	34.26	319	バルバドス(英)	5.00	5.00	—
224	ソ連	4.32	3.30	23.61	320	トリニダット・トバゴ	8.09	8.09	—
225	オーストリア	21.18	15.09	28.75	321	キューバ	122.77	122.76	0.01
226	チェコスロバキア	9.33	6.06	35.05	322	ハイチ	0.19	0.13	31.58
227	ハンガリー	20.88	16.60	20.50	323	ドミニカ	12.20	7.03	42.38
228	ユーゴスラビア	27.17	23.22	14.54	324	プエルトリコ	18.48	10.62	42.53
229	アルバニア	9.68	4.83	50.10	326	蘭領西インド諸島	13.24	12.59	4.91
230	ギリシア	223.20	222.96	0.11	327	仏領西インド諸島	44.63	44.55	0.18
231	ルーマニア	10.02	8.45	15.67	401	コロンビア	20.03	19.49	2.70
232	ブルガリア	29.74	26.01	12.54	402	ベネズエラ	14.44	13.86	4.02
233	サイプラス	0.75	0.37	50.67	403	ガイアナ	0.50	0.45	10.00
234	トルコ	47.80	47.16	1.34	404	スリナム(蘭)	0.00	0.00	—
301	グリーンランド	9.96	4.94	50.40	405	仏領ギアナ	5.02	5.02	—
302	カナダ	2.78	2.26	18.71	406	エクアドル	63.25	63.15	0.16
303	サンピエールおよびミクロン(仏)	0.00	0.00	—	407	ペルー	0.29	0.27	6.90
304	アメリカ	11.46	9.15	20.16	408	ボリビア	0.00	0.00	—
305	メキシコ	2.32	1.92	17.24	409	チリ	0.02	0.01	50.00
306	グアテマラ	0.68	0.66	2.94	410	ブラジル	4.25	2.91	31.53
307	ホンジュラス	1.32	1.32	—	411	パラグアイ	3.91	2.91	25.58
308	英領ホンジュラス	0.00	0.00	—	412	ウルグアイ	0.58	0.43	25.86
309	エルサルバドル	0.12	0.11	8.33	413	アルゼンチン	2.68	2.30	14.18
310	ニカラグア	0.00	0.00	—	501	モロッコ	0.13	0.08	38.46
311	コスタリカ	0.07	0.02	71.43	503	アルジェリア	0.92	0.92	—
312	パナマ	4.55	3.18	30.11	504	チュニジア	1.02	0.58	43.14
313	運河地帯	12.90	12.90	—	505	リビア	0.00	0.00	—
314	バーミューダ(英)	21.57	20.07	6.95	506	アラブ連合	0.17	0.17	—
315	バハマス(英)	3.59	3.59	—	507	スーダン	0.02	0.01	50.00
316	ジャマイカ	7.88	7.88	—	509	モーリタニア	0.00	0.00	—
317	タークス・カイコスおよびカイマン	0.00	0.00	—	510	セネガル	0.04	0.04	—

関税引き下げ効果の分析

番号	国名	KR前	KR後	低下率	番号	国名	KR前	KR後	低下率
511	ガンビア	0.00	0.00	—	549	ローデシア	0.14	0.14	—
513	ギニア	4.52	4.52	—	550	南西アフリカ	0.14	0.10	28.57
514	シェラレオーネ	0.03	0.00	100.00	551	南アフリカ共和国	10.95	9.93	9.32
515	リベリア	8.88	4.45	49.89	553	マラウイ	9.55	9.55	—
516	アイボリーコースト	2.44	1.38	43.44	554	ザンビア	1.50	1.28	14.67
517	ガーナ	3.53	2.16	38.81	555	ボツワナ	0.00	0.00	—
518	トーゴ	0.00	0.00	—	556	スワジランド	0.28	0.28	—
519	グアテマラ	0.00	0.00	—	601	オーストラリア	6.73	6.50	3.42
520	マリ	0.00	0.00	—	602	パプア	0.83	0.83	—
521	アッパーボルタ	0.00	0.00	—	603	テリトリーオブニューギニア	0.29	0.29	—
522	マデイラおよびケープベルデ諸島	10.57	5.27	50.14	604	ビスマルク群島	0.00	0.00	—
523	カナリー諸島(西)	9.99	9.93	0.60	606	ニュージーランド	7.62	7.01	8.01
524	ナイジェリア	1.34	1.33	0.75	609	その他のニュージーランド自治領	0.00	0.00	—
526	ルワンダ	4.95	4.95	—	610	西サモア	2.95	1.81	38.64
527	カメルーン	2.42	1.98	18.18	611	ニューヘブリズ(英・仏)	1.00	0.50	50.00
528	チャード	0.00	0.00	—	612	フィジー(英)	100.94	100.92	0.02
529	中央アフリカ共和国	0.23	0.11	52.17	613	ソロモン群島(英)	0.00	0.00	—
530	西領ギニア	0.00	0.00	—	614	トンガ(英)	1.09	0.54	50.46
531	ガボン	0.00	0.00	—	618	ニューカレドニア	0.00	0.00	—
532	コンゴ(旧仏領)	0.02	0.01	50.00	619	仏領オセアニア	0.00	0.00	—
533	コンゴ(旧白領)	0.04	0.02	50.00	620	グアム(米)	0.26	0.21	19.23
535	アンゴラ(葡)	0.70	0.58	17.14	621	米領サモア	10.05	5.07	49.55
538	エチオピア	1.63	1.63	—	623	マリアナ・マーシャルカロリン群島	0.26	0.13	50.00
541	ケニア	6.56	6.26	4.57					
542	ウガンダ	0.48	0.41	14.58					
543	タンザニア	0.53	0.48	9.43					
545	モザンビーク(葡)	0.82	0.68	17.07					
546	マダガスカル	2.64	2.61	1.14					
547	モーリシャス島およびセーシェルズ諸島(英)	0.02	0.02	—					
548	レユニオンおよびコモロー諸島(仏)	3.09	1.55	49.84					

関税引き下げ効果の分析

付表3. 2(1) 品目別平均関税率 (1966年)

SITC	A		B		SITC	A		B	
品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目	品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.01	0.02	10.00	10.00	53	20.38	20.40	22.51	22.51
01	12.58	9.23	13.39	10.03	54	18.53	18.67	18.82	18.88
02	28.35	0.00	39.45	—	55	16.81	20.77	21.03	22.16
03	8.44	13.31	8.44	13.31	56	0.00	0.00	—	—
04	10.19	4.78	17.73	25.07	57	16.28	15.01	16.29	15.01
05	41.89	15.37	42.99	20.65	58	21.31	21.41	21.32	21.41
06	109.20	—	109.20	—	59	12.32	17.76	17.52	18.42
07	19.83	17.54	20.43	17.93	61	18.54	18.37	18.54	18.37
08	0.38	0.86	9.02	10.00	62	14.03	14.95	16.17	16.17
09	11.99	6.98	11.99	6.98	63	4.39	20.34	18.62	20.39
11	80.13	48.58	80.14	44.58	64	14.52	14.01	14.54	14.03
12	354.61	—	354.61	—	65	19.99	20.30	20.04	20.34
21	1.00	3.76	11.29	10.00	66	10.96	10.87	11.19	11.09
22	9.94	12.23	12.58	12.47	67	10.41	10.38	10.41	10.38
23	0.00	0.02	10.00	10.00	68	8.62	9.64	9.98	11.65
24	0.06	0.89	12.60	16.30	69	17.02	17.28	17.03	17.28
25	4.63	0.00	5.00	—	71	15.53	15.69	15.53	15.69
26	0.27	0.49	14.90	15.10	72	16.38	16.42	16.39	16.42
27	0.16	0.18	7.81	7.45	73	18.48	22.72	18.48	22.72
28	0.33	0.42	5.38	5.40	81	17.44	17.45	17.45	17.45
29	5.44	0.90	19.82	10.68	82	21.73	21.75	21.75	21.75
32	0.00	0.00	4.78	—	83	24.35	24.37	24.37	24.37
33	14.82	13.75	14.82	13.75	84	27.10	27.12	27.30	27.30
34	11.18	11.18	11.18	11.18	85	25.83	19.99	25.83	19.99
41	4.21	4.09	4.21	4.09	86	23.09	22.05	23.10	22.05
42	10.67	7.69	13.64	10.00	89	14.37	16.87	23.37	23.73
43	13.65	13.35	13.65	13.35	94	6.04	8.41	10.00	10.00
51	15.77	16.14	17.55	17.43	95	20.00	—	20.00	—
52	5.44	5.63	5.44	5.63	96	37.13	37.62	37.62	37.62
					World	12.81	8.38	23.75	14.94

[資料出所] 大蔵省資料による。これは基準税率を用い、輸入額をウエイトにした平均税率である。  
すなわち、 $a = \sum (E_i \times t_{i2})$ 、 $b = \sum E_i$ とすると、平均税率は  $a \div b$  によって示される。ただし、 $E_i$  は第  $i$  財の輸入額であり、 $t_{i2}$  は第  $i$  財の基準税率である。A は無税品目をも含み、B は有税品目のみを含む。  
また「オファー品目」はケネディ・ラウンド交渉においてオファーされた品目のみを含む。

関税引き下げ効果の分析

付表3.2(2) 品目別平均関税率 (1966年)

SITC 品目分類番号	A		B		SITC 品目分類番号	A		B	
	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目		全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.01	0.02	9.15	9.12	54	18.53	18.66	18.82	18.88
01	12.58	9.23	13.39	10.03	55	16.81	20.75	21.02	22.15
02	22.41	0.00	31.18	—	56	0.00	0.00	—	—
03	8.44	13.30	8.44	13.30	57	16.28	14.96	16.27	14.96
04	0.34	4.77	0.59	24.99	58	21.04	21.13	21.03	21.13
05	41.35	15.35	42.43	20.63	59	11.28	17.57	16.04	18.22
06	109.20	—	109.20	—	61	18.54	18.35	18.53	18.35
07	8.69	3.17	8.95	3.24	62	14.03	14.91	16.13	16.13
08	0.38	0.86	9.01	10.00	63	4.39	20.18	18.56	20.23
09	11.99	6.98	11.99	6.98	64	14.49	13.95	14.49	13.97
11	80.13	44.47	80.13	44.47	65	19.83	20.09	19.84	20.13
12	354.61	—	354.61	—	66	10.87	10.77	11.09	10.99
21	1.00	3.75	11.28	9.99	67	10.39	10.37	10.39	10.37
22	8.58	10.39	10.86	10.60	68	2.92	3.56	3.37	4.31
23	0.00	0.02	9.16	9.09	69	16.95	17.15	16.91	17.15
24	0.03	0.07	5.04	1.23	71	15.53	15.68	15.52	15.68
25	4.63	0.00	5.00	—	72	16.38	16.41	16.37	16.41
26	0.26	0.47	14.33	14.50	73	18.47	22.70	18.47	22.70
27	0.05	0.03	2.43	1.19	81	17.44	17.39	17.39	17.39
28	0.04	0.05	0.60	0.59	82	21.73	21.65	21.65	21.65
29	4.45	0.90	16.22	10.64	83	24.35	24.31	24.31	24.31
32	0.00	0.00	4.78	—	84	27.10	27.05	27.22	27.23
33	14.16	12.25	14.16	12.25	85	25.83	19.90	25.82	19.90
34	10.52	10.52	10.52	10.52	86	22.93	21.84	22.91	21.84
41	4.21	4.09	4.21	4.09	89	13.12	15.23	21.31	21.42
42	9.25	7.68	11.82	10.00	94	6.04	8.35	9.93	9.93
43	12.30	11.70	12.29	11.70	95	20.00	—	20.00	—
51	11.56	11.71	12.86	12.65	96	37.13	37.00	37.03	37.00
52	5.44	5.63	5.43	5.63	World	11.28	7.22	20.91	12.87
53	18.45	18.46	20.36	20.36					

【資料出所】付表3.2(1)に同じ。これは基準税率と実効税率のどちらか小さい方を用い、輸入額をウエイトとした平均税率である。すなわち、 $a_2 = \sum [E_i \times (t_{i1}, t_{i2}) \min]$  とすると、税率は  $a_2 \div b$  となる。ただし、 $t_{i2}$  は第  $i$  財の実効税率である。その他は付表3.2(1)に準じる。



関税引き下げ効果の分析

付表3.2(3)

品目別平均関税率 (1966年)

SITC 品目分類番号	A		B		SITC 品目分類番号	A		B	
	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目		全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.00	0.00	0.00	0.00	54	9.67	9.71	9.82	9.82
01	5.20	6.83	5.54	7.42	55	8.42	11.72	10.53	12.51
02	9.60	0.00	13.36	—	56	0.00	0.00	—	—
03	4.90	7.56	4.90	7.56	57	2.52	7.50	2.52	7.50
04	0.01	3.57	0.01	18.71	58	12.31	12.27	12.31	12.27
05	9.21	10.56	9.46	14.19	59	5.64	8.97	8.02	9.30
06	0.77	—	0.77	—	61	10.18	9.53	10.19	9.53
07	3.99	1.71	4.11	1.75	62	7.35	7.83	8.47	8.47
08	0.17	0.43	4.02	5.00	63	1.24	10.16	5.26	10.19
09	2.55	2.30	2.55	2.30	64	6.47	7.64	6.47	7.65
11	5.62	29.74	5.62	29.74	65	11.49	12.29	11.52	12.31
12	0.00	—	0.00	—	66	5.55	5.55	5.67	5.66
21	0.38	1.88	4.27	5.00	67	5.27	5.30	5.27	5.30
22	3.85	5.20	4.87	5.30	68	5.88	7.47	6.81	9.03
23	0.00	0.01	4.97	4.97	69	8.05	8.65	8.05	8.65
24	0.00	0.03	0.31	0.62	71	9.47	7.93	9.47	7.93
25	4.63	0.00	5.00	—	72	7.56	8.47	7.56	8.47
26	0.13	0.25	7.11	7.55	73	12.42	11.36	12.42	11.36
27	0.07	0.10	3.37	3.92	81	8.72	8.72	8.72	8.72
28	0.16	0.21	2.68	2.70	82	10.86	10.87	10.87	10.87
29	0.29	0.50	1.06	5.87	83	12.17	12.18	12.18	12.18
32	0.00	0.00	0.00	—	84	18.03	18.04	18.16	18.16
33	0.46	9.19	0.46	9.19	85	21.90	9.99	21.90	9.99
34	8.91	8.91	8.91	8.91	86	10.96	11.05	10.96	11.05
41	2.49	2.54	2.49	2.54	89	7.21	8.69	11.73	12.22
42	8.87	6.15	11.34	8.00	94	0.00	0.00	0.00	0.00
43	5.47	6.67	5.48	6.67	95	0.00	—	0.00	—
51	8.25	8.82	9.19	9.53	96	18.51	18.75	18.75	18.75
52	1.96	2.82	1.96	2.82	World	2.57	4.42	4.76	7.87
53	10.20	10.21	11.26	11.26					

[資料出所] 付表3.2(1)に同じ。これは譲許税率(ケネディ・ラウンド後)を用い、輸入額をウエイトとした平均税率である。 $a^3 = \sum (E_i \times t_i^3)$  とすれば、税率は  $a^3 \div b$  である。その他は付表3.2(1)に準じる。

関税引き下げ効果の分析

付表3. 2(4) 品目別平均関税率 (1966年)

SITC	A		B		SITC	A		B	
品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目	品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.00	0.00	0.00	0.00	54	9.70	9.70	9.85	9.81
01	10.74	6.83	11.44	7.42	55	10.31	11.71	12.89	12.50
02	22.41	0.00	31.18	—	56	0.00	0.00	—	—
03	6.84	7.55	6.84	7.55	57	13.76	7.46	13.75	7.46
04	0.34	3.55	0.59	18.60	58	12.31	12.26	12.30	12.26
05	40.87	10.55	41.94	14.18	59	6.18	8.87	8.78	9.20
06	109.20	—	109.20	—	61	10.51	9.51	10.50	9.51
07	7.56	1.71	7.78	1.75	62	7.35	7.80	8.43	8.43
08	0.21	0.43	5.00	5.00	63	3.49	10.00	14.75	10.02
09	8.57	2.29	8.57	2.29	64	9.57	7.62	9.56	7.63
11	79.26	29.65	79.26	29.65	65	12.50	12.26	12.50	12.28
12	354.61	—	354.61	—	66	5.74	5.54	5.85	5.65
21	0.62	1.88	7.01	4.99	67	5.36	5.30	5.35	5.30
22	4.74	5.20	6.00	5.30	68	2.13	2.56	2.46	3.09
23	0.00	0.01	4.27	4.20	69	9.00	8.60	8.96	8.60
24	0.02	0.03	4.73	0.61	71	10.64	7.92	10.64	7.92
25	4.63	0.00	5.00	—	72	9.32	8.45	9.31	8.45
26	0.14	0.24	7.50	7.25	73	12.47	11.35	12.47	11.35
27	0.04	0.02	2.14	0.86	81	8.72	8.66	8.66	8.66
28	0.02	0.02	0.31	0.30	82	10.86	10.76	10.76	10.76
29	4.22	0.49	15.36	5.83	83	12.17	12.11	12.11	12.11
32	0.00	0.00	4.78	—	84	18.03	17.97	18.09	18.09
33	13.98	8.48	13.98	8.49	85	23.89	9.92	23.88	9.92
34	8.43	8.43	8.43	8.43	86	13.23	11.03	13.21	11.03
41	2.69	2.54	2.69	2.54	89	8.07	8.67	13.11	12.20
42	8.06	6.15	10.31	8.00	94	0.00	0.00	0.00	0.00
43	8.17	6.66	8.16	6.66	95	20.00	—	20.00	—
51	6.37	6.15	7.08	6.64	96	18.51	18.32	18.35	18.32
52	3.48	2.81	3.48	2.81	World	9.88	3.92	18.31	6.98
53	9.84	9.84	10.85	10.85					

【資料出所】付表3. 2(1)と同じ。これは譲許税率(ケネディ・ラウンド後)と実効税率(ケネディ・ラウンド前)とのいずれか小さい方を用い、輸入額をウエイトにした平均税率である。 $a^* = \sum_i [E_i \times (t_{i2}, t_{i3}) \min]$ とすると、税率は $a^* \div b$ でしめされる。その他は付表3. 2(1)に準じる。

関税引き下げ効果の分析

付表3.3(1)

品目別平均関税率(1967年)

SITC 品目分類番号	A		B		SITC 品目分類番号	A		B	
	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目		全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.00	0.01	10.00	10.00	54	18.53	18.76	18.84	18.90
01	12.69	8.80	13.86	10.00	55	17.56	21.31	21.66	22.66
02	31.29	0.00	40.07	—	56	0.18	0.97	15.00	15.00
03	7.83	13.21	7.83	13.21	57	16.78	15.00	16.78	15.00
04	9.76	3.16	17.99	25.27	58	21.17	21.28	21.18	21.28
05	40.35	15.34	41.35	20.35	59	13.12	17.40	17.86	18.01
06	108.97	—	108.97	—	61	17.72	17.40	17.72	17.40
07	18.94	16.42	19.51	16.78	62	16.47	16.47	16.47	16.47
08	0.47	0.86	9.61	9.98	63	2.56	19.91	17.26	20.67
09	15.83	7.14	15.83	7.14	64	13.30	12.78	13.31	12.80
11	82.51	43.98	82.51	43.98	65	19.18	19.30	19.21	19.33
12	354.39	—	354.39	—	66	11.13	11.03	11.34	11.25
21	1.02	3.51	10.91	10.00	67	10.57	10.55	10.57	10.55
22	9.81	11.82	12.67	12.56	68	10.63	11.59	11.93	13.28
23	0.01	0.26	14.12	14.12	69	16.92	17.13	16.93	17.13
24	0.10	0.47	10.66	15.24	71	15.63	15.69	15.63	15.69
25	4.67	0.00	5.00	—	72	16.55	16.61	16.55	16.61
26	0.47	0.93	15.10	15.14	73	18.61	21.17	18.61	21.17
27	0.11	0.15	8.14	8.13	81	17.44	17.45	17.45	17.45
28	0.36	0.45	7.29	7.38	82	22.01	22.03	22.03	22.03
29	2.02	1.19	11.51	10.45	83	23.53	23.54	23.54	23.54
32	0.07	0.00	5.00	—	84	27.43	27.45	27.44	27.45
33	14.76	14.26	14.76	14.27	85	26.33	19.95	26.33	19.95
34	11.18	11.18	11.18	11.18	86	22.71	21.51	22.71	21.51
41	4.22	4.14	4.22	4.14	89	15.59	18.81	23.20	23.51
42	9.22	7.61	12.08	10.00	94	5.35	8.80	10.00	10.00
43	13.89	13.39	13.89	13.39	95	20.00	—	20.00	—
51	16.33	16.69	17.80	17.70	96	36.97	37.36	37.36	37.36
52	5.00	5.00	5.00	5.00	World	12.30	8.94	21.89	14.96
53	21.26	21.27	22.55	22.55					

[資料出所] 付表3.2をみられたい。

関税引き下げ効果の分析

付表3.3(2)

品目別平均関税率 (1967年)

S I T C 品目分類番号	A		B		S I T C 品目分類番号	A		B	
	全 品 目	オファー品目	全 品 目	オファー品目		全 品 目	オファー品目	全 品 目	オファー品目
00	0.00	0.01	8.28	8.21	54	18.53	18.75	18.84	18.89
01	12.69	8.80	13.86	10.00	55	17.56	21.30	21.65	22.64
02	24.00	0.00	30.74	—	56	0.00	0.00	0.00	0.00
03	7.83	13.20	7.83	13.20	57	16.78	14.97	16.76	14.97
04	0.41	3.15	0.76	25.20	58	20.96	21.06	20.96	21.06
05	39.39	15.33	40.38	20.34	59	12.26	17.15	16.68	17.75
06	108.97	—	108.97	—	61	17.72	17.39	17.70	17.39
07	8.18	2.94	8.43	3.01	62	16.47	16.44	16.44	16.44
08	0.47	0.86	9.59	9.95	63	2.56	19.80	17.23	20.55
09	15.83	7.14	15.83	7.14	64	13.25	12.71	13.25	12.73
11	82.51	43.91	82.51	43.91	65	19.05	19.15	19.06	19.17
12	354.39	—	354.39	—	66	11.05	10.94	11.25	11.16
21	1.02	3.51	10.91	9.99	67	10.55	10.54	10.55	10.54
22	8.47	10.03	10.93	10.66	68	3.66	4.14	4.11	4.74
23	0.01	0.26	13.99	13.99	69	16.87	17.03	16.84	17.03
24	0.08	0.05	8.41	1.58	71	15.62	15.67	15.62	15.67
25	4.67	0.00	5.00	—	72	16.55	16.60	16.54	16.60
26	0.46	0.91	14.82	14.86	73	18.59	21.15	18.59	21.15
27	0.02	0.03	1.37	1.36	81	17.44	17.40	17.40	17.40
28	0.04	0.05	0.87	0.83	82	22.01	21.95	21.95	21.95
29	1.98	1.18	11.29	10.38	83	23.53	23.50	23.50	23.50
32	0.07	0.00	5.00	—	84	27.43	27.41	27.39	27.41
33	14.04	12.92	14.04	12.93	85	26.33	19.83	26.32	19.83
34	10.52	10.52	10.52	10.52	86	22.53	21.29	22.52	21.29
41	4.22	4.14	4.22	4.14	89	14.14	16.88	21.03	21.10
42	8.41	7.61	11.03	10.00	94	5.35	8.76	9.95	9.95
43	12.78	11.78	12.77	11.78	95	20.00	—	20.00	—
51	12.75	13.01	13.89	13.79	96	36.97	35.63	35.63	35.63
52	5.00	4.99	4.99	4.99	World	10.81	7.57	19.23	12.66
53	18.82	18.82	19.95	19.95					

[資料出所] 付表3.2をみられたい。

関税引き下げ効果の分析

付表3. 3(3)

品目別平均関税率 (1967年)

SITC	A		B		SITC	A		B	
品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目	品目分類番号	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.00	0.00	0.00	0.00	54	9.76	9.84	9.93	9.91
01	4.57	6.52	4.99	7.41	55	9.01	12.01	11.11	12.77
02	12.30	0.00	15.75	—	56	0.12	0.64	10.00	10.00
03	4.89	7.43	4.89	7.43	57	3.90	7.50	3.90	7.50
04	0.01	2.41	0.01	19.22	58	12.05	12.00	12.05	12.00
05	7.97	10.51	8.17	13.94	59	5.54	8.83	7.55	9.14
06	0.88	—	0.88	—	61	9.72	9.06	9.72	9.06
07	3.14	1.58	3.24	1.61	62	8.71	8.71	8.71	8.71
08	0.23	0.43	4.62	4.99	63	1.05	9.95	7.04	10.33
09	2.18	2.45	2.18	2.45	64	6.52	7.43	6.53	7.44
11	5.34	28.72	5.34	28.72	65	11.14	11.58	11.15	11.59
12	0.00	—	0.00	—	66	5.64	5.61	5.75	5.72
21	0.42	1.76	4.47	5.00	67	5.39	5.42	5.39	5.42
22	3.77	5.02	4.87	5.33	68	7.20	8.38	8.08	9.60
23	0.00	0.13	6.76	6.76	69	8.07	8.57	8.07	8.57
24	0.00	0.02	0.13	0.79	71	9.37	7.99	9.37	7.99
25	4.66	0.00	4.99	—	72	7.78	8.49	7.78	8.49
26	0.23	0.46	7.47	7.57	73	11.58	10.59	11.58	10.59
27	0.06	0.08	4.26	4.26	81	8.72	8.72	8.72	8.72
28	0.18	0.23	3.64	3.71	82	11.00	11.01	11.01	11.01
29	0.37	0.60	2.10	5.25	83	11.76	11.77	11.77	11.77
32	0.00	0.00	0.00	—	84	18.44	18.44	18.45	18.44
33	0.43	9.61	0.43	9.62	85	23.86	9.97	23.86	9.97
34	8.91	8.91	8.91	8.91	86	10.63	10.77	10.63	10.77
41	2.53	2.56	2.53	2.56	89	7.88	9.63	11.74	12.04
42	7.12	6.09	9.34	8.00	94	0.00	0.00	0.00	0.00
43	4.63	6.69	4.63	6.69	95	0.00	—	0.00	—
51	8.61	9.05	9.39	9.59	96	18.43	18.62	18.62	18.62
52	1.24	2.50	1.24	2.50	World	2.77	4.83	4.93	8.09
53	10.63	10.64	11.28	11.28					

[資料出所] 付表3.2をみられたい。

関税引き下げ効果の分析

付表3.3(4)

品目別平均関税率(1967年)

SITC 品目分類番号	A		B		SITC 品目分類番号	A		B	
	全品目	オファー品目	全品目	オファー品目		全品目	オファー品目	全品目	オファー品目
00	0.00	0.00	0.00	0.00	54	9.79	9.83	9.95	9.91
01	11.09	6.52	12.12	7.41	55	10.59	12.00	13.05	12.76
02	24.00	0.00	30.74	—	56	0.00	0.00	0.00	0.00
03	6.45	7.43	6.45	7.43	57	12.88	7.47	12.86	7.47
04	0.41	2.40	0.76	19.16	58	12.05	11.99	12.04	11.99
05	38.91	10.50	39.89	13.93	59	7.15	8.70	9.72	9.00
06	108.97	—	108.97	—	61	10.38	9.04	10.36	9.04
07	7.09	1.58	7.30	1.61	62	8.71	8.68	8.68	8.68
08	0.24	0.43	4.98	4.97	63	2.11	9.84	14.15	10.21
09	13.36	2.45	13.36	2.45	64	9.03	7.41	9.02	7.42
11	81.51	28.65	81.51	28.65	65	11.75	11.56	11.75	11.57
12	354.39	—	354.39	—	66	5.83	5.60	5.93	5.71
21	0.60	1.75	6.44	4.99	67	5.46	5.42	5.46	5.42
22	4.70	5.02	6.08	5.33	68	2.71	3.03	3.04	3.47
23	0.00	0.12	6.72	6.72	69	8.87	8.54	8.85	8.54
24	0.08	0.02	8.28	0.79	71	10.91	7.99	10.90	7.99
25	4.67	0.00	5.00	—	72	9.68	8.48	9.67	8.48
26	0.23	0.46	7.48	7.43	73	11.78	10.58	11.78	10.58
27	0.02	0.02	1.11	1.10	81	8.72	8.67	8.67	8.67
28	0.02	0.03	0.49	0.44	82	11.00	10.92	10.92	10.92
29	1.69	0.68	9.62	6.00	83	11.76	11.72	11.72	11.72
32	0.07	0.00	5.00	—	84	18.44	18.40	18.40	18.40
33	13.86	9.00	13.86	9.00	85	25.20	9.87	25.19	9.87
34	8.43	8.43	8.43	8.43	86	13.16	10.75	13.15	10.75
41	2.67	2.56	2.67	2.56	89	8.65	9.62	12.86	12.02
42	7.21	6.09	9.45	8.00	94	0.00	0.00	0.00	0.00
43	9.25	6.68	9.25	6.68	95	20.00	—	20.00	—
51	6.80	6.75	7.41	7.15	96	18.43	16.09	16.09	16.09
52	3.76	2.49	3.75	2.49	World	9.30	4.14	16.54	6.94
53	10.19	10.19	10.80	10.80					

[資料出所] 付表3.2をみられたい。